

欧州文書館事情

今年度の『クリオ』では、東京大学大学院人文社会系研究科・西洋史学研究室に所属する大学院生、およびその OB/OG に、ヨーロッパ各国の文書館において史料を閲覧、収集した体験を語ってもらうことにした。近年、国際交通網、情報技術の発達により、ヨーロッパ各地にいまだ校訂、出版されぬままに眠る原史料へのアクセスは、極東に位置する我が国の研究者から見ても、以前とは比較にならぬほど向上したと言えるだろう。利用案内や所蔵史料の目録をウェブ上で公開する文書館も珍しくない。

とはいえ、文書館を巡る環境は、日々様々な面で急速な変化しており、実際に現地に赴かなければ知りえないことも多い。ならば、ごく最近これらの文書館を利用した若手研究者の実体験に基づく言葉が、極めて貴重な道標となるのではないだろうか。総勢 17 名にも及ぶ執筆陣は、それぞれ多様な地域、時代、テーマを専門としている。各国の様々な文書館に関する活きた経験談が、今後未刊行史料に基づく研究を志す若い読者に資することを願う。

『クリオ』編集部

執筆者とタイトル一覧 (ページ数)

後藤 はる美	「イギリスの中央・地方文書館体験記」	84
伊東 剛史	「ロンドン動物学協会文書館におけるリサーチ」	87
矢吹 啓	「イギリス海軍史研究とその利用史料 — <small>ナショナル・マリタイム・ミュージアム</small> 国立海事博物館ケアード図書館を中心に—」	89
大貫 俊夫	「中世シトー会修道院研究における史料と文書館利用 —トリーア大司教区を例に—」	93
斉藤 恵太	「三十年戦争研究のための史料と文書館 —バイエルンの軍隊を例に—」	96
芦部 彰	「1950 年代西ドイツ社会政策史研究と文書館の利用」	99
見瀬 悠	「フランス国立文書館訪問体験記 —近世フランス移民・外国人史研究に寄せて—」	103
角田 奈歩	「近世パリ史のための二つの文書館」	106
空 由佳子	「ボルドーの文書館における史料調査」	108
長谷川 敬	「リヨンでの図書館利用について」	110
山本 妙子	「近世フランスのイエズス会史料 —イエズス会フランス文書館を中心に—」	113
清水 領	「パリの世界ユダヤ連盟文書室」	116
田瀬 望	「18 世紀フランス・フリーメイソン史料の探し方」	119
阿部 俊大	「アラゴン連合王国文書館での調査体験」	122
藤崎 衛	「ヴァティカン機密文書館—中世教皇庁研究者による—報告—」	125
大西 克典	「フィレンツェ国立公文書館とトスカーナ啓蒙改革研究」	128
岡部 赳大	「ロシア政治社会史国立文書館について」	131

イギリスの中央・地方文書館体験記

後藤 はる美

イギリスにおける歴史文書への関心は高く、19世紀以来、政府と民間団体の連携のもと、その整備が進んできた。長い時間をかけて構築された目録類や文書館ネットワークは、近年のインターネットの普及とデジタル化の恩恵を受けて、その真価を発揮しつつある¹。今や自宅にいながらにして、史料の有無や残存状況にあたりをつけ、所蔵を確認し、閲覧を予約、あるいは、ときには複写を発注することさえできるのである。

私は17世紀イングランドにおける統治の問題に関心をもち、陪審として法廷に参加した一般住民の痕跡を求めて中央・地方文書館を訪れ、法廷史料や課税史料、州の行政史料や教区史料を探索してきた。

イギリスの文書館事情について印象的であるのは、第一に、制度的整備とデジタル対応の水準の高さである。とくに中央の文書館の発達ぶりは目ざましい。公文書や重要なコレクションを数多く所蔵する国立文書館(The National Archives, Kew)や英国図書館(British Library, St Pancras)の公式ウェブサイトでは、多くの史料についてアイテム・レベルまでカタログ検索が可能であるほか、関連史料案内やオンライン・ギャラリーなど、充実した電子リソースを公開している。また、TNAは文書館ポータルとしても機能しており、管轄下のNational Register of Archives (NRA)やAccess to Archives (A2A)を通じて、州立文書館、博物館文書部をはじめ国内外の文書館の所蔵を横断的に検索できる。そのほか、文書を所蔵する各地の主要な大学図書館も、充実した独自のオンライン・カタログをもち、関連情報を開示している。

実際にこれらの大型文書館・図書館を訪れてみると、広い閲覧室に付属のカフェテリア、所蔵史料の特別展示にくわえて、参考図書や史料案内のリーフレットが豊富に用意されていることが多い。また、史料の請求・出納も効率的で、セルフ/委託コピー・サービスも完備されており、限られた滞在時間を最大限に活用することができる(もったも、停電や故障などイギリス的な「不測の事態」による臨時休館や、電子化の途上にはありがちな、不明瞭なカタログ番号をもつ史料が見つからないといった事態にも、必ず遭遇する)。複写等の付加サービスは全般に高額だが、閲覧自体は無料で、広く利用者に開かれている印象である²。実際、中央文書館でも地方文書館でも、あきらかに手稿文書の扱いに慣れていない私のような外国人が訪れても、スタッフが分け隔てなく対応してくれることに、当初はほとんど驚きを覚えたものである。

また、TNAについて特筆すべきは、史料の写真撮影が許可されていることである。びっしりと手書きでノートを取る年季の入った常連風の利用者と、史料を読み、ではなく撮りに来る遠方からの研究者が混在する風景が、TNAの新しい日常である。私は留学中も、現地で読み進めるような読解力があるはずもなく、オフピーク料金の最初の電車に乗って、もっぱら史料を「撮りに」出かけた。一枚でも多くの史料を効率よく連続撮影する体制を

¹ イギリスの文書館制度の発達については、アーキヴィストA.P. ジェンキンズ氏の解説がある。A.P. ジェンキンズ(拙訳)「イギリスの文書史料探索法」『史学雑誌』第110編第2号、2001年、90-107頁。

² 利用条件は事前によく確認されたい。通常、初回は氏名、署名、現住所が確認できる英文の書類やIDが必要。地方文書館では利用証用の証明写真が必要なこともある。

確立した頃、近くの撮影者が全く同じタイミングでデジタル・カメラのシャッター音をさせていることに気づき、思わず苦笑いした思い出がある。

英国博物館 (British Museum) の併設施設であった英国図書館は、セント・パンクラスに移転後は紹介状も必要なくなり、広く一般に開かれた図書館として生まれ変わった。しかし、マグナ・カルタをはじめ多くの有名な手稿文書を所蔵するこちらの図書館では、写真撮影は許されない。ロンドン中心部に構える立派な建物の入口は複数の守衛によって守られ、館内では、ガラス張りになったジョージ3世の国王図書室の壮麗な書架が望める。広い個別机の用意された閲覧室、綺麗に製本されたカタログと史料類、贅沢な人員配置に、この国の知の遺産への高い評価がうかがわれる。

他方、地方文書館については、その充実度や運営方針は千差万別である。County Archive Research Network (CARN) に参加している文書館では共通の利用証が使用できる。ただし、建物の規模によっては閲覧席数が限られており、来館には事前予約が必要であることも多い。地方文書館での史料調査は、立地条件や物理的環境という点でも、TNA や BL での調査とは全く異質の体験といつてよいだろう。とくに私がよく利用したノースヨークシャー州立文書館 (North Yorkshire County Record Office, Northallerton) は、夕方5時にはパブと大型スーパー以外目抜き通りの店が軒並み閉まる、いささか辺鄙な県庁所在地に位置した。また、所蔵史料の大半をマイクロフィルム化し、特別な理由がない限り、利用者にはマイクロフィルムでの閲覧を求めるといふ、国内でも特殊な運営方針をもっていた。複写が可能なのは私にとっては利点だったが、周囲の研究者でこの方針に不満をもらす人は多い。近隣にヨーク大学やリーズ大学があるにも関わらず、この文書館がほとんど研究者との接点をもたない一因はそこにあるのかもしれない。

この点で、私がイギリスで最初に訪れたエセックス州立文書館は対照的である。F. G. エミソンの強力な指揮下でその基礎を築いたエセックス州立文書館 (Essex Record Office, Chelmsford) は、イギリス国内でも最先端をゆく文書館のひとつである。2000年代のはじめから詳細なオンライン・カタログ (SEAX) が公開され、史料の出納も電子的に管理されていた。地方史文献を揃えた書架には、この文書館史料を利用して書かれた博士論文が何冊も献本されていた。エセックスの歴史研究が盛んなのは、あの文書館があるからこそだと言ったイギリス人研究者の言葉も納得できる充実ぶりである。

こうした一部の例外をのぞき、国内のほとんどの文書館がそうであるように、ノースヨークシャー州立文書館の主要な利用者は、家系図や郷土史に関心を寄せる市民である。私の隣で、来る日も来る日も教区簿冊の目録をパソコン入力し続けていた男性や、荘園の未整理のコレクションに静かに取り組む熟練の郷土史家の老夫婦、オーストラリアから祖先探しにやってきた旅行者、一日中見続けたマイクロ史料に目当ての家族名を見つけて思わず快哉の声を上げる人などが、州立文書館の日常風景だった。ウェストヨークシャーのように、いくつかの主要な都市に分館を置き、家族史家に欠かせない教区簿冊のマイクロフィッシュなどが、どこでも閲覧できるようになっている州もある。近年では (これも恐らくは市民福祉の観点から) 開館時間も柔軟で、週に1日は夜間の開館日を設けていることが多い。短期滞在の私もよくその恩恵にあずかった。文書館業務全般についても、市民サービスが第一義という印象は否めず、必ずしも学術研究向きに整備されているわけではない。とはいえ閲覧室のスタッフは、どこに行っても、私の特殊な要望に応じて、多忙なかでも親身に支援してくれた。刊行されるモノグラフの著作の謝辞のなかで、文書館スタッフへの感謝が欠かせないのは道理であろう。

文書史料のほかに、地方文書館に行かねば活用できない資料もある。手製の目録 (typescript calendar、transcript) はその筆頭である。これらの多くは専門のアーキヴィストではなく、その文書館を利用した一般利用者 (と稀に研究者) ら、先達の残したものである。その信頼性については注意を要するが、限られた時間で調査を進めるうえでは有益な手がかりである。オンライン・カタログは地方文書館については未だ構築中であることがほとんどで、結局のところ、実際に行って所蔵カタログを閲覧し、史料を請求して規模や性質、状態を確かめてみなければ、現実的に使えそうかどうかや、複写に必要な番号も判然としない場合も多い。

また、まだカタログ整理の進んでいない史料との出会いも、文書館めぐりの醍醐味である。実際、文書館の多くには資金や人手不足で、仕分けされていない、あるいは詳しい説明がつけられていない未整理のコレクションが数多く存在する。閲覧室のスタッフだけでなく、アーキヴィストと直接話してみると、カタログには詳細の載らない、そうした史料の存在を教えてくれることがある。私も上記のノースヨークシャー州立文書館で、マイクロフィルム化される前の手稿史料のなかから手付かずの興味深い史料を発見したという嬉しい経験がある。

手稿史料を読むという作業は、英語を母語としない私たちにとっては、とりわけハードルの高い試練である。イギリスでの博士課程の1年目にパレオグラフィの授業を受講し、同級生の英米人でさえ最初は難儀することに安堵したものの、実際に文書館に行き、その場でなんとか概要だけでもつかめるようになったのは随分経ってからのことである。その間、指導教授の助けと多くの刊行・未刊行の史料目録・要項、さらには同じ史料を読むことを知った知人が惜しげもなく貸してくれたノートが、私の心強い支えであった。それらと照合しながら読み進めるうちに、特定の人物の筆致に慣れ、状態の悪い史料のほとんど染みのような点と線が文字に見え始めたときの感動はひとしおであった。地方文書館に寄贈されている数多くの手製の目録の存在や、同僚たちが史料のノートを見せ合うことを厭わないのは、こうした苦行を自らも経験しているからこそであるのかもしれない。

文書館に行き、数百年前の手稿文書にふれ、アーキヴィストや文書館職員、閲覧室で史料に取り組むさまざまな人々の姿を見るとき、ぼんやりとでも抱くことのできた「歴史」に関わっているという実感と、同じものを見つめる同志的共感、読書や研究会とは違いかたちで、私の研究活動の動力ともなるものである。

イギリス海軍史研究とその利用史料

——ナショナル・マリタイム・ミュージアム 国立海事博物館ケアード図書館を中心に——

矢吹 啓

はじめに

現在私は、キングズ・カレッジ・ロンドンの社会科学・公共政策学部、戦争研究学科の博士課程に所属している。博士論文では、東アジア・太平洋におけるイギリス海軍政策がどのように形成されたのかを、本国海軍省と艦隊司令長官（特に中国及びオーストラリア）の関係のダイナミズムを踏まえて明らかにすることを目指している。このため、海軍の政策決定に関わる史料、東アジア・太平洋地域における艦隊司令長官らの私文書などが主な分析対象である。本稿では、個人的経験に基づき、海軍史の研究手法とその利用史料を概観した上で、国立海事博物館ケアード図書館を簡単に紹介したい。

海軍に関する史料

海軍は巨大な官僚機構であり、1960年代に海軍省史料が公開されるにあたってかなりの部分が廃棄されたが、多岐にわたる膨大な史料が残されている。残存する公的史料はそのほとんどがナショナル・アーカイヴス国立公文書館に移管された。同じく国立公文書館に所蔵されている外務省、植民地省などの史料にも海軍省との通信や海軍に関する史料が含まれており、これら他省庁の史料からも一部補完することが可能である。20世紀前半までの海軍省史料の目録は細かい項目まで記載しておらず、やや使いづらい。目的の史料を見つけるには、他省庁の史料を利用する際以上に組織の変遷や史料の成立経緯を理解し、勘を養う必要があるだろう¹。

国立公文書館が所蔵する公的史料と並んで重要なのが、海軍士官、海軍省関係者等の私文書である。19世紀後半から20世紀前半にかけて、海軍政策について議論が活発であった²。海軍士官も海軍内外での議論に積極的に関わり、特に海軍改革については白熱した議論が行われた。またイギリスから遠く離れた地域に派遣される艦隊司令長官は、海軍省との公式通信とは別に海軍大臣との非公式通信を通じて政策提言を行っていた。海軍政策の決定過程を分析する上では、公的史料を見るだけでは不十分で、海軍士官や政治家、ジャーナリスト間の手紙等を併せて利用しなければならない。

私文書はイギリス各地の文書館に分散しており、国立公文書館、ブリティッシュ・ライブラリ英国図書館（共にチャーチル・アーカイヴス・センターロンドン）、ボドリアン図書館（オックスフォード）、チャーチル文書館（ケンブリッジ）

¹ Bruno Pappalardo, *Tracing your naval ancestors* (Richmond, 2003); N.A.M. Rodger and Randolph Cook (eds.), *A guide to the naval records in the National Archives of the UK* (London, 2006). 国立公文書館が公開している研究の手引き (<http://www.nationalarchives.gov.uk/catalogue/researchguidesindex.asp> [accessed 2 April 2010]) も参考になる。

² こうした議論は議会、新聞、雑誌などを舞台にしていた。議会議事録については、Hansard 1803-2005 (<http://hansard.millbanksystems.com/> [accessed 2 April 2010]) で全文検索ができて非常に便利。The Times など新聞・雑誌のデータベース化も進んでおり、図書館から利用できる。

などは特に多くの海軍史に関する私文書を収集している。本稿では、海軍・海事史に関する史料を専門に所蔵する国立海事博物館ナショナル・マリタイム・ミュージアムケアード図書館について特に紹介する。なお、政治家や軍人の私文書の所蔵情報は、国立歴史史料目録ナショナル・レジスター・オブ・アーカイヴスのサイトで検索することができる³。

国立海事博物館ケアード図書館

国立海事博物館は、ユネスコ世界文化遺産にも登録された海事都市グリニッジマリタイムにあり、ロンドン中心部からはドックランズ・ライト・レイルウェイ (DLR) を利用して 30 分ほどかかる。グリニッジは旧海軍学校 (現グリニッジ大学) や海軍にまつわるパブが軒を連ね、現在でも空母や強襲揚陸艦が時折停泊する海軍と関わりの深い街である。本初子午線でも知られるグリニッジ天文台を含む国立海事博物館は、一大観光スポットとなっている⁴。

博物館の一角を占めるケアード図書館は、フェロー制度などを持つ海事・海軍史における世界有数の研究拠点である。閲覧室はさほど大きくないものの、私文書に限っても 400 以上のコレクションを抱えており、更に毎年新しい史料を増やしている。また、一部の公的史料やロイズ保険組合の史料なども所蔵する。私自身はまだ利用したことはないが、写真や図面、模型の他、各艦毎に設計に関する議論を集積したシップス・カバー (Ships' Cover) と呼ばれる技術史料などが別館 (ウリッジ・アーセナル) にあるようだ。また、海事・海軍に関する雑誌・書籍を多数所蔵しているため、図書館としても重宝されている。

現在、博物館の新棟建設が進んでおり、それに伴い図書館も移転するため史料閲覧の手続きなどが大きく変更されている。新図書館は 2012 年に開館する予定であるが、移転を巡るエピソードがイギリスの文書館行政の一端を示して面白いので記録しておく。

移転を巡って

図書館の移転自体は、海運業で財をなした某イスラエル人富豪の寄附による新棟建設計画に伴い、かなり以前から決まっていたようである。しかし移転に伴う図書館の一時全面閉館を巡って、国立海事博物館は研究者から批判されることになった。アメリカのサブプライム問題に端を発する金融危機の影響を受け、史料の外部移送計画が前倒しされ、2009 年初めから 6 月まで半年間もの長期にわたり、図書館が一時閉館されることになったのである。後に聞いた所では、図書館側は移転に伴う研究者への影響を最小限に抑えるため史料閲覧を制限付きで継続するよう準備していたが、新棟着工の前倒しにより全面閉館せざるを得ない状況に陥ったようだ。

2008 年 11 月初め、約半年ぶりに同図書館を訪問した際に閉館についての案内を受けて、私自身非常に驚いた記憶がある。他の利用者にとっても年内での閉館は寝耳に水だったよ

³ <http://www.nationalarchives.gov.uk/nra/> [accessed 2 April 2010].

⁴ <http://www.nmm.ac.uk/> [accessed 2 April 2010].

うで、その後来館者が図書館職員を問い糾すのが日常茶飯事となったし、海事関係の学会が抗議を行うという事態にも発展した。イギリスでは自分の家族にまつわる歴史を調べるファミリー・ヒストリーが盛んであり、遠方の依頼者に代わって史料調査を行うことで収入を得るプロのリサーチャーにとっては死活問題だったようだ。国立海事博物館は政府の助成金により運営されているため、首相官邸への請願も行われた⁵。

こうした一連の抗議が実を結び、12月には閉館期間が3月初めから5月末までに短縮された。しかし、2009年6月以降、開館日は週三日のみとなり、史料が外部倉庫に移されるため、利用に大幅な制限が掛かることには変わりはない⁶。他方で、図書館は閉館決定と同時にカメラの利用を許可するようになり、史料収集の効率が大幅に向上したことも記しておきたい。個人的には、閉館までに史料調査の大部分を済ませなければ、という意識は史料調査を効率的に進めるインセンティブにもなった。大規模な文書館は別として、小規模な文書館であれば一時閉館を巡る問題が起きやすいと思われる。貴重な時間を無駄にしないためにも、事前に開館状況を出来る限り調べておくべきであろう。

史料の利用について

2009年初頭までは史料のほとんどが博物館内で保管されていたため、一時間おきの閲覧申請票回収から40分ほど待てば史料を受け取ることができた。現在では史料が全て外部倉庫に移されたため、閲覧希望日の3-5日前までにオンラインで史料閲覧を申請する形式に変わっている。先日博物館副館長と話す機会があったが、新図書館では閲覧室と保管室が近くなり、随時史料が提供される形になるそうである。なお、図書館を利用するために初回訪問時に利用カードを作ったが、私はその後カードの提示を求められた事はない⁷。

ケアード図書館で閲覧した史料は、主に四代にわたる中国艦隊司令長官の史料である⁸。いずれもこれまでの海軍史研究の中で十分に利用されておらず、特に往復書簡については合計数千通に及ぶ分量があるにも関わらず索引インデックスが存在しない⁹。一通り史料の全体像を把握し、重要そうな書簡を選ぶだけでも相当な時間を費やした。タイプライターが普及する以前に書かれたものであり、個性が強く出る筆跡を解読するには骨が折れるが、同時に暗号解読のようで面白くもあった。また日英海軍関係に関連する史料も閲覧した。例えば日露戦争中日本の軍艦に搭乗した観戦武官や、戦後の射撃訓練を見学した海軍将校の史料

⁵ <http://petitions.number10.gov.uk/caird-library/> [accessed 2 April 2010].

⁶ <http://www.nmm.ac.uk/researchers/library/visiting/> [accessed 2 April 2010].

⁷ 対照的に国立公文書館や英国図書館などは利用手続きが厳格で、利用登録に際して二通の身分証が必要となる。その要件も細かく定義されているため、初めて史料収集のため渡英する際には事前にウェブサイトを確認した方がよい。

⁸ Sir Cyprian A.G. Bridge, Sir Gerald H.U. Noel, Sir Arthur W. Moore, Sir Thomas H.M. Jerram.

⁹ 閣僚や主要な省員、外交官などの半公セミ・オフィシャル式な往復書簡については、彼らの退任時に各省庁が回収し索引を作成・印刷するのが一般的なようだ。また政治家や軍人の私文書に関しても、研究者や文書館員により、時に手紙の内容まで記す詳細な索引が作られていることがある。

からは、当時の日本海軍をイギリス側がどのように評価していたかが明らかになる。特に彼らの私的書簡からは、東郷平八郎の指揮への否定的評価など、海軍省へ提出された公式報告には記載されない個人的な感情が赤裸々に描かれていて面白い。

アーキivist
文書館員からどれだけ有益な助言が得られるかは、当然ながら文書館によって大きく異なる。こればかりは行ってみないと分からない。チャーチル文書館やボドリアン図書館などは文書館員が史料の詳細を把握しており、示唆に富む助言を与えてくれた。他方でケアード図書館では、史料に関する話を聞く場合は特に専門家を呼んでもらうことになるが、東アジア・太平洋に関して研究する上ではあまり参考にならなかった。またウェールズのカマーゼンシャー文書館のように、文書館員が海軍省で作成された索引の存在すら把握しておらず、逆に何が分かるか興味津々ということもあった。ただ、必須でなくても事前に電子メールなどで研究テーマを伝えておくと、関連史料の提示など文書館員に便宜を図ってもらえる可能性が高いと感じた。

ケアード図書館のように特定の史料を集積する文書館には、史料以外の楽しみもある。他の研究者との出会いである。利用者名簿に論文を読んだことのある研究者を見つけたり、また他者の利用史料から研究テーマが推測できることもあった。図書館が非常に混み合ったある日、真向かいに座った相席者の閲覧史料がそのつい数日前に私自身も利用したばかりのもので驚いた。話しかけてみるとオックスフォード大学の院生で、研究関心も近いことが分かり、その後も交流が続いて海軍史カンファレンスを共同企画するに至った¹⁰。また、時折日本からの訪問者を見かけることもあり、日本史、東洋史の研究者と出会う機会が得られたのも幸運であった。

おわりに

最後に、特に学部生や修士課程の方々に一言述べたい。最近は大学からアクセス可能なオンライン・データベースが増え、コピーの取り寄せも簡単で、史料に触れるのが比較的容易になっている。卒業論文、修士論文で史料を使うだけで評価が決まるわけではないが、個人的には、史料に触れるのは早い方がよいと考える。本格的な史料調査や留学を前に、ある程度研究テーマに関連する史料の残存状況を実際に確認しておくのは決して無駄にはならない。また手稿史料については、古代・中世史料は別として読み方を体系的に習う機会は残念ながらほとんど無く、史料を前にして独学するしかない¹¹。早めの取り組みが不可欠である。

¹⁰ Hudson Trust Conference in Naval History, All Souls College, Oxford, 26-27 March 2010 (<http://www.navalhistory.jp/hudsontrustconf/> [accessed 2 April 2010]).

¹¹ ロンドン大学留学の経験から。他国については把握していない。

中世シトー会修道院研究における史料と文書館利用

——トリーア大司教区を例に——

大貫 俊夫

私が博士論文で取り組んでいるテーマは、西欧中世におけるシトー会修道院の保護の問題である。題材として採り上げた修道院はトリーア大司教区内のオルヴァル (Orval) とヒンメロート (Himmerod) の二つで、様々な文化的地層が幾重にも重なったこの地域で両修道院が社会的インフラストラクチャーとしていかに機能し、社会によっていかに受容 (= 保護) されたのかを分析・比較している。詳しい説明は紙幅の都合上他に譲るが、従来法制史家が扱ってきた「保護」概念を、より広い意味で理解しようという試みである。

対象としている時代が 12 世紀から 14 世紀中頃までを覆っていることから、史料のすべてが編纂・刊行されているわけではなく、特に 14 世紀以降に関する史料は未刊行のものが多い。そのため、上記テーマに取り組む中で、私はベルギーやドイツの文書館を訪れる機会に恵まれた。中世の修道院を扱った研究において、文書館での作業内容やそれに費やされる労力は、ひとえに各修道院の文書の伝来状況によると言ってもよい。その点において、同じトリーア大司教区にあるとはいえ両修道院の辿った歴史は大きく異なり、文書の伝来状況について言えば驚くほど対照的である。このことが自ずと研究過程に影響を与えることは言うまでもなからう。以下、オルヴァル、ヒンメロートの順に主要史料を説明しつつ、それぞれ関連する代表的な文書館を紹介したい。

オルヴァル修道院

オルヴァルは 1131 年、現在のベルギー・リュクサンブール州南端に創建された修道院である¹。創建者はシニ伯オトン 2 世で、その弟ヴェルダン司教アルペロを通じてクレルヴォーのベルナルに修道士の派遣を依頼したものと思われる。オルヴァルはその後中規模ながら各地に所領を集積し、それにまつわる文書を多く保管していたはずだが、その伝来状況は良好とは言えない。中世のオリジナル文書はほぼすべて逸失しており、18 世紀に修道士によって編纂されたカルテュレール (文書集) が当時の文書を伝えるのみである。

ici est in gratia liberales. In octava
succura posteritas quod nos devotio
et conventus Aureavallis Cister-
w obsequia jugiter et ferventer inv-
tes quoque benignius integra fidei pr-
dicantur dicuntur, propter quod

図 1

このカルテュレールはベルギーのアルロン国立文書館とドイツのトリーア市立図書館に保存されていて²、そのうち中世に関わる分を 19 世紀にゴフィネらが校訂、刊行した³。元のカルテュレールでは証書が項目別 (発給

¹ B - Luxembroug - arr. Virton - c. Florenville - Gem. Villers-devant-Orval.

² Cartulaire Mommertz, Cartulaire Henrion (Archives de l'État à Arlon, Archives de l'Abbaye d'Orval); Cartulaire Caso (Stadtbibliothek Trier, ms 1333/791-792).

³ H. Goffinet (ed.), *Cartulaire de l'abbaye d'Orval depuis l'origine de ce monastère jusqu'à l'année 1365*, Bruxelles 1879; A. Delescluse (ed.), *Chartes inédites de l'abbaye d'Orval*, Bruxelles 1896; A. Delescluse/K.

者ないし関連する所領別)に分類されているため、ゴフィネはこれを時代順に整序した。研究を遂行する際は基本的にこの刊本に依拠すれば問題なく、省略や細かなスペルを確認しなければならない場合のみ直接カルテュレールの原本にあたることになる。書体については、図1で示したように大変読み易いものになっており、読解に際して困難は全くない。

オルヴァルのカルテュレールの大半が保存されているアルロン国立文書館は、アルロン駅を出て、市街地とは逆方向に10分ほど歩いた所にある。史料請求手続きはいたって簡単で、ゲストブックに名前を書き込めば身分証明を求められることはなく、請求番号を書き込んだ紙を提出すると文書館員が別室から史料を運んでくる。史料の写真撮影について確認したところ、特に問題はないということであった。私が訪れた時はいずれも利用者は少なく、小さな閲覧室で皆静かに史料に目を通していた。ここには主に旧シニ伯領(1362年以降ルクセンブルク公が統治)に関する史料が保管されており、大学に籍を置く研究者よりもむしろ地元の郷土史家が多数利用している印象を受ける。実際、私に声をかけてくれた初老の男性は、自分の祖先について記した史料を読みメモを取っていた。

ヒンメルロート修道院

一方のヒンメルロート修道院は、トリーア大司教アルベロによってアイフェル地方に創建された。ベルナルドによってクレルヴォーから派遣された修道士団は、1134年にトリーアの聖母教会前にある屋敷に一時滞在し、その後定住地を求めて移動を3度繰り返した後、1138年に現在の場所に修道院を建設した⁴。1569年のヴィットリヒにおける火災、1794年のフランス革命軍の進駐などで文書の焼失・散逸があったものの、その伝来状況はオルヴァルのケースに比べ格段に良く、14世紀中頃までに関して言えば、約850点のオリジナル文書をコブレンツの州立中央文書館で閲覧することができる⁵。これらのうち1280年までのものは『中部ライン地方証書集⁶』に収録されているため、私の研究で特に参照せねばならないオリジナル史料は、おおよそ14世紀前半に関するものだけとなる。各証書の書体は非常にヴァリエティに富んでおり、読みこなすのは容易ではない(一例として図2:

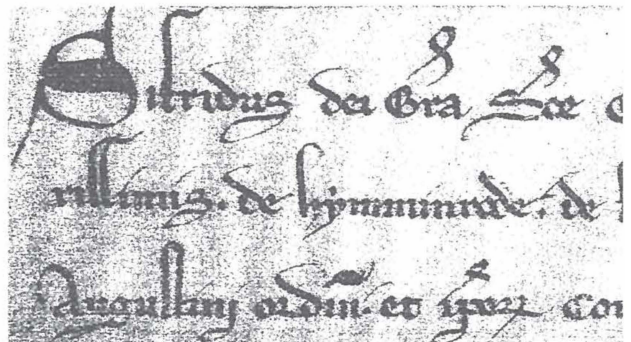


図2

ケルン大司教のヒンメルロート宛証書)。

コブレンツの州立中央文書館は、ライン川に沿って観光名所ドイテュス・エックから程無い所にある。登録用紙に自分の素性を書いて提出し、請求用紙に史料の Bestand (所蔵番号) と個別番号を記入すれば、決められた時間に文書館員が史料を持ってきてくれる。オリジナル史料はほぼすべてマイクロフィ

Hanquet (ed.), *Nouvelles chartes inédites de l'abbaye d'Orval*, Bruxelles 1900. これらの刊本に合計で約670点の証書が収録されている。

⁴ D - Rheinland-Pfalz - Kreis Bernkastel-Wittlich - Gem. Großlittgen.

⁵ Landeshauptarchiv Koblenz, Best. 96: Archiv der ehemaligen Abtei Himmerod.

⁶ H. Beyer/L. v. Eltester/A. Goerz/A. Hardt (Hg.), *Urkundenbuch zur Geschichte der jetzt die Preussischen Regierungsbezirke Coblenz und Trier bildenden mittelhheinischen Territorien*, 5 Bde, Koblenz/Wiesbaden 1860-1874/2007.

ルムになっているため、通常はこれを見て、必要なものをプリントアウトすることになる（有料）。規模の大きな文書館だけあって管理が厳しく、例えば閲覧室でのカメラ使用は禁止されている。

このコブレンツのオリジナル史料群と平行して参照しなければならないのは、トリーア市立図書館に保存されている3分冊のカルテュレールである⁷（図3）。これは1345年に修道士が編纂したもので、それまで修道院で保管していた証書を関連する所領別に整序してあり、コブレンツのオリジナル史料群にはない文書も含まれる。

このカルテュレールは、書体もさることながら文字がとても小さく、文字の省略も頻出するため、読解するには慣れが必要である。

トリーアの市立図書館は中央広場から10分程、現在はプロテスタント教会となっているコンスタンティン・バジリカを経てさらに南へ少々歩いた所にある。文書館部門を持ち、3人のスタッフが配属されている。史料は必要書類を図書館と共通の受付に提出すれば程なく運んできてくれ、やはり

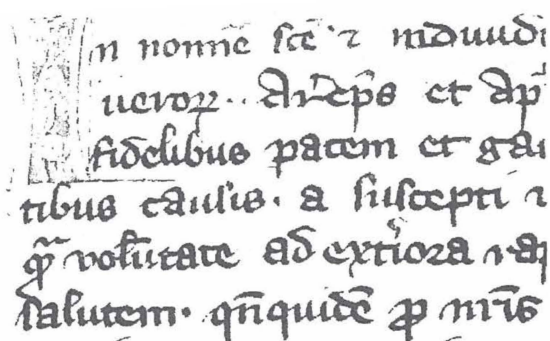


図3

ここでも身分証明書の提示は求められない。奥にある広い閲覧室で心ゆくまで史料に目を通すことができるが、写真撮影は文書館員に確認を取る必要があるので要注意である。

以上、駆け足ながら私が利用している主要な史料と文書館を紹介した。留学してから博士論文の研究テーマを定めたこともあり、文書館での作業は試行錯誤の連続で、現在も実際に読む段にあっては能力不足から根気と時間を要している。しかし文書館を利用して、そこで働く文書館員と親しくなり、その絶大な支援を得た時には格別の喜びを感じる。手稿史料の大海を前に呆然と立ち尽くす時、こちらの求めに応じて導きの手を差し伸べてくれるのが文書館員なのである。幸い私はトリーア市立図書館の文書館部門の責任者であるライナー・ノルデン氏の授業に参加していたこともあり、彼には様々な便宜を図ってもらってきた。博士論文は、文書館を本格的に利用する最初のステップとなる。その際になるべく多くのコネクションを作っておくことは、その後の研究生活にとって計り知れないほど有益なのではないかと確信しているところである。

⁷ Stadtbibliothek Trier Hs. Nr. 1717/38. Vgl. A. Schneider, Beiträge zur Geschichte der Himmeroder Klosterbibliothek, in: *Trierisches Jahrbuch* 4 (1953), S. 92.

三十年戦争研究のための史料と文書館

——バイエルンの軍隊を例に——

斉藤 恵太

テーマさえ選べば、そして少なくとも卒業論文や修士論文を念頭に置かならば、三十年戦争は日本で入手可能な刊行史料でも十分扱える研究対象である。はじめからこの特集の主旨に沿わないことを書くようだが、この点をまず確認しておきたい。というのも、三十年戦争はこれまで日本で体系的に研究されてこなかったため、史料について邦語文献から得られる情報がほとんどないのである。このことが研究の進展を妨げているように思われる。そこで以下では、史学史的な背景を略述してから、日本でも利用可能な刊行史料を紹介する¹。そのうえで文書館史料について、軍隊というテーマと、バイエルン州立中央文書館の例を示したい。これは筆者自身が文書館史料を扱うまでに辿った道筋の覚書でもある。

三十年戦争研究の変遷

19世紀にドイツで近代歴史学が成立していくなか、三十年戦争はプロイセン中心主義の強い影響下で解釈された。それによれば、神聖ローマ帝国はこの戦争を通じて決定的に分裂し、近代国家へ発展する可能性を完全に失った。帝国に代わってブランデンブルク・プロイセンが、荒廃したドイツをいわば「ゼロ点」に、統一国家建設の「使命」を帯びて勃興してきたというのである。この解釈はその後、三十年戦争の一般的な位置づけとして、ドイツ内外で長く影響力を持つことになる。実証研究のレベルでは、ドイツ国民国家の出発時の状況、すなわち三十年戦争による人的・経済的な被害状況を検証することが最重要課題となった。こうした動向は、19世紀末から20世紀半ばにかけての地域研究の興隆と結びつき、膨大な個別研究が領邦史や郷土史の枠組みで営まれた。他方でこのことは、日本を含めた諸外国で、三十年戦争が、問題関心と史料の両面において取り組みにくい研究対象とされる一因となったのである。

このような研究のあり方は、第二次世界大戦を経て徐々に相対化されていった。ドイツ連邦共和国やEC・EUの成長を背景に、神聖ローマ帝国の多元性が再評価され、帝国やヨーロッパの権力秩序にとって三十年戦争が持った意義が改めて問われた。端的に言えば、政治史・国制史の見直しである。こうした潮流が、ドイツのみならず欧米諸国で本格的に展開していくうえで基盤となったのが、以下に挙げる刊行史料である。

刊行史料

19世紀後半以降、プロイセン的な三十年戦争解釈がドイツの学界と公衆に圧倒的な影響力を及ぼした一方で、オーストリアや南ドイツの歴史家はこの戦争が神聖ローマ帝国の政治・国制に対して持った意義に関心を寄せ続け、関連史料の編纂を進めた。その最も重要な成果が『三十年戦争史のための書簡と文書』シリーズである²。バイエルンを中心に編纂

¹ 筆者は研究史および現在の動向に関する論文を準備中なので、詳しくはそちらを参照されたい。紙面の制約のため、ここでは日本語で読める唯一の単著として、C・V・ウェジウッド（瀬原義生訳）『ドイツ三十年戦争』（刀水書房、2003年）を挙げるに留めておく。

² Historische Kommission bei der Bayerischen Akademie der Wissenschaften (Hg.), *Briefe und Akten zur*

されたこの史料集のうち、「旧」シリーズにはプロテスタント・ユニオンとカトリック・リーガの成立など、17世紀初頭の出来事の関連文書が、三十年戦争のいわば前史として収められている。「新」シリーズの既刊は1618年から1635年までをカバーし、バイエルンの政治書簡はもちろん、カトリック・リーガの会議議事録、レーゲンスブルク選帝侯会議(1630年)、プラハ和議(1635年)など、帝国の政治に関わる文書を豊富に収録している。それ以降の時期に関しては、1960年代から、上述の史学潮流のなかでウェストファリア講和の関連史料が編纂されてきた³。もとより、刊行されているのは政治・国制文書だけではない。1990年代以降の三十年戦争研究で盛んな心性史や表象分析に関していえば、日記や自伝、あるいはビラやパンフレットが少なからず刊行されている⁴。また兵力の配置や作戦行動など、古典的ともいえる問題領域に関しては、とりわけチェコに所在するハプスブルク関連の史料が編纂されてきた⁵。では、これらの刊行史料を手がかりに研究を深めるには、どのような可能性があるのだろうか。以下では、筆者の研究を例に紹介していきたい。

バイエルン選帝侯マクシミリアンと軍事行政文書

バイエルンの領邦君主マクシミリアン一世は、皇帝と並んで三十年戦争期のカトリック陣営を牽引した一方、領邦内の統治においては初期絶対君主として位置づけられている人物である。彼の治世期(1598~1651年)を通じて、バイエルンでは官僚制の整備と文書行政化が進められ、重要な書簡や文書が体系的に保存されるようになった。その意味で、当該時期のバイエルンに関する刊行史料が充実しているのは偶然ではない。筆者がテーマとしている軍隊の関連史料もその系譜に位置づけられる。

よく知られているように、近世ヨーロッパの軍隊は17世紀半ばまで自律性の高い傭兵軍だった。そうした傭兵軍に対して、君主が統制を図るようになったのが三十年戦争期である。バイエルンの場合、マクシミリアンはコミサルと呼ばれる直轄行政官を軍に派遣し、部隊の監察だけでなく、もともと傭兵隊長が担っていた兵糧・軍需物資の調達も受け持つよう命じた。ただし、コミサールの任務の実態については、従来の研究では明らかにされていない。その解明が筆者の課題である。筆者がこの問題に行きついた背景には、いうまでもなく無数の研究文献がある。それらの参照を通じて、上述の『書簡と文書』に手がかりがあることを理解していった。このシリーズには、政治書簡だけでなく、マクシミリアンとコミサルが交わした書簡も多く収録されていたのである。ここに抜粋的に掲載された書簡の内容や書誌情報を通じて、どのような史料が、どこに保存されているのかを概観することができた。その成果にもとづいて、筆者が調査を進めている文書館の一つが、ミュンヘンのバイエルン州立中央文書館 Bayerisches Hauptstaatsarchiv である。

Geschichte des Dreißigjährigen Krieges in den Zeiten des vorwaltenden Einflusses der Wittelsbacher, 12 Bde., München 1870-1978; [Neue Folge]: *Die Politik Maximilians I. von Bayern und seiner Verbündeten 1618-1651*, 10 Bde., München/Wien 1907-1997.

³ K. Reppen (Hg.), *Acta Pacis Westphalicae*, Münster 1962-.

⁴ 叙述史料に関しては、B. v. Krusenstjern (Hg.), *Selbstzeugnisse der Zeit des Dreißigjährigen Krieges. Beschreibendes Verzeichnis*, Berlin 1997 が、既刊史料の目録として有用である。図像史料は、J. R. Paas (ed.), *The German political broadsheet, 1600-1700*, 7 vols, Wiesbaden 1985-2002; W. Harms/M. Schilling (Hg.), *Deutsche illustrierte Flugblätter des 16. und 17. Jahrhunderts*, 2 Bde., Tübingen 1985/1997.

⁵ M. Toegel u.a.(Hg.), *Documenta Bohemica Bellum Tricennale Illustrantia*, 7 Bde., Prag 1971-81.

バイエルン州立中央文書館

上述の軍事行政文書は、バイエルン州立中央文書館の「選帝侯外務文書 Kurbayern Äußeres Archiv」に分類されている。この分類は宮廷参議会の文書庫に端を発するが、三十年戦争の終結時に戦中の軍事行政文書もここへ加えられた。ただし、それらは19世紀に一旦、「三十年戦争」という括りで雑多な史料がまとめられた部門に移され、20世紀後半の再分類によって選帝侯外務文書に戻された。当該史料が辿ったこうした経緯は、19～20世紀半ばの刊行物に表記された書誌情報と、20世紀後半以降のそれとの間にずれを生じさせることになった。筆者は当初そのことを十分理解していなかったのが混乱したが、問題は実際に文書館を訪れたら容易に解決できた。現地の史料目録は新旧の分類番号を併記しているからである。ただし、オンラインの目録はないため、ウェブ上では確認できない。また筆者が初めメールで問い合わせた際には返信をもらえなかった。ここに限らず、ドイツの文書館ではそういうことも少なくない。もっとも、後日に訪問を決め、日程や目的を具体的に示したメールを改めて送ったところ、返信を得られただけでなく、担当の文書館員が対応してくれることになった。現地に行きさえすれば、親切な対応を受けることの方が多いのもまた、ドイツの文書館の特徴であろう。

選帝侯外務文書には、分類番号だけで見ても、4250に及ぶ史料が所蔵されている。そのうち三十年戦争期の文書はおよそ2200～3000番にあたり、それぞれ見開き400～700枚程度の文書によって構成されている。この膨大な史料の中から必要なものを選び出さねばならない。その際に助けとなるのは、やはり目録である。ここには史料が書かれた時期、分量、書き手、受領者などの基本情報に加えて、ごく端的にだが内容が記してあるからである。そして選出さえできれば、外務文書館の史料はほとんど全てマイクロフィッシュ化されているため、比較的容易に、リーダーで操作したり複写を依頼することができた。

以上、文書館史料を利用するまでの経緯を筆者の例に即して記してきた。ここから先は史料を扱う者の力量次第であろう。それと関連して、最後にパレオグラフィ（古書体学）に触れておきたい。バイエルン州立中央文書館は、所蔵史料をもとにして手稿読解の入門書を発行している。これには17～20世紀前半の手稿文書とその転写が65点収録され、読解を学ぶ手助けとなるので註に併記した他の類書とともにドイツ語の手稿を学ぶ方に勧めておきたい⁶。

⁶ E. Noich/C. Schmeißer (Bearb.), *Deutsche Schriftkunde der Neuzeit. Ein Übungen mit Beispielen aus bayerischen Archiven*, München 2007; S. Harald, *Deutsche Schreibrschrift. Lesen und schreiben lernen*, Augsburg 1995.

1950年代西ドイツ社会政策史研究と文書館の利用

芦部 彰

1. 研究の概要

筆者の研究テーマは、1950年代ドイツ連邦共和国（西ドイツ）の社会政策の背景にある政策構想を、戦後復興の重要課題のひとつであった住宅建設を例にとりあきらかにすることである。1956年の第二次住宅建設法の制定に向けて、どのような住宅を政策的に優先して建設するべきかが議論される中で、キリスト教民主同盟(CDU)は、持ち家、家族住宅、相互扶助による小都市/村落的環境での集落建設を重視する政策を提唱していた。このCDUの政策を導いていった議論と、その議論の基盤にある理念をあきらかにすることが具体的な研究の課題である。そのために、まず、議会での審議を検討し、連邦政治における諸政党・諸団体の政策構想の配置・対抗関係をあきらかにする。そのうえで、CDUの住宅政策に対するカトリシズムの家族観や所有観、自助や相互扶助に関する考え方の影響を分析する。同時に、カトリシズムの立場から相互扶助による集落建設を実践した協会を取り上げ、現場のあり方にせまる。また、カトリシズムの住宅政策に似た政策は、オールド自由主義¹によっても構想されていた。両者の住宅政策論、社会政策論を比較し、その関連を分析する。

利用する史料として、議会や省庁、政党の文書を編纂した史料集、協会・団体が発行した定期刊行物、また、当時の政治家や官僚、知識人の著作といった同時代文献を挙げることができる。筆者は、2007年10月からボン大学を拠点に調査・研究に従事しているが、大学の各種図書館でこれらの多くが閲覧可能である。また、遠方貸し出しサービスを通じて他大学所蔵の史料・文献を利用することもできる。

しかしながら、刊行史料・同時代文献では知り得ない点や、さらに調査の必要な点については、未刊行の文書館史料の利用が不可欠である。以下では、筆者が利用した5つの文書館とそこで閲覧した史料について、簡単に紹介してみたい。

2. 文書館と史料

(i) コブレンツ連邦文書館 Bundesarchiv Koblenz

連邦文書館はコブレンツのほか、ベルリン、フライブルクなどにもあり、時代やテーマによって利用する文書館が異なってくるが、戦後西ドイツの連邦省庁の史料はコブレンツの連邦文書館に所蔵されている。史料は省庁・機関ごとに整理されており、筆者は連邦住宅建設省、連邦家族省、各州の住宅政策担当大臣による会議の史料を閲覧した。これには、省内の会議の記録や担当部局が作成したメモ、審議会とのやりとり、各種団体から省庁に提出された請願書が含まれる。

連邦文書館には省庁の文書だけでなく、政治家や知識人などの個人文書 Nachlass も所蔵されている。筆者は、オールド自由主義の代表的知識人のひとりであるアレクサンダー・リュストウ Alexander Rüstow の史料を閲覧した。

¹ オールド自由主義(Ordoliberalismus)は、戦後ドイツ連邦共和国の基本的な社会・経済秩序「社会的市場経済」を準備した思想である。筆者は、オールド派知識人の中でも特にヴィルヘルム・レプケ Wilhelm Röpke、アレクサンダー・リュストウ Alexander Rüstow、アルフレート・ミュラー=アルマック Alfred Müller-Armack など、社会学的関心から様々な社会政策を構想したグループに注目する。

連邦文書館のホームページには、個人文書について他の文書館の所蔵も含め横断的に検索できるサービス²があり、便利である。

(2) ベルリン連邦議会文書館 *Parlamentsarchiv des Deutschen Bundestages, Berlin*

議会史料に関しては、連邦議会と連邦参議院の本会議の記録、各会派が提出した法案・委員会報告書などの印刷物 *Drucksache* は既に刊行史料としてまとめられているほか、連邦議会・連邦参議院の両院協議会にもマイクロ史料があり、大学図書館等で利用が可能である。

しかし、委員会³レベルでの詳細な審議過程をあきらかにするためには、未刊行史料の閲覧が必要になる。筆者は、第二次住宅建設法に関して、ベルリンの連邦議会文書館で、第2被選期間（1953–57年）における復興・住宅制度委員会 *Ausschuss für Wiederaufbau und Wohnungswesen* と建築・土地法委員会 *Ausschuss für Bau- und Bodenrecht* の議事録を閲覧した。同法はこの2つの委員会合同で審議されたため、両委員会合同の議事録が残されている。また、筆者の事前の照会に応じて文書館員が用意してくれていた史料には、関連する他の委員会がこの両委員会あてに出した答申・報告など関連史料も含まれていた。

文書館の利用に際して、一般に、メール等を通じ、事前に利用の申し込み・史料の照会を行うが、議会文書館の場合、利用申請をして許可が下りてから、閲覧日の予約を含めた利用申し込みの手続きに移る。そのため、他の文書館より手続きが長くなることを考慮する必要がある。

(3) デュッセルドルフ州立文書館（ノルトライン・ヴェストファーレン (NRW) 州） *Landesarchiv NRW Abteilung Rheinland, Düsseldorf*

NRWの州立文書館は、デュッセルドルフ、ミュンスタ、デトモルト、ブリュールに設置されている。そのうち、州都デュッセルドルフの州立文書館は、州の最上級官庁・州全域を管轄する官庁の史料、現在のケルンとデュッセルドルフの2つの行政管区 *Regierungsbezirk* に属する地域からの各種史料を所蔵している。首都移転にともないベルリンに本部を移した協会や団体も、1950年代にはボンやケルンなどに本部をおいていた例が少なくないほか、カトリックの強いラインラントにはカトリック系の協会・団体も多い。デュッセルドルフの州立文書館は、こうした各種の協会・団体の史料を多く所蔵している。

筆者が閲覧したのは、ドイツ・フォルクスハイムシュテッテ協会 *Deutsches Volksheimstättenwerk (DVHW)*、ドイツ入植者会 *Ring Deutscher Siedler (RDS)*、国内植民促進協会 *Gesellschaft zur Förderung der inneren Kolonisation (GFK)* といった協会の史料、RDSを設立しDVHWの顧問でもあったニコラウス・エーレン *Nikolaus Ehlen* と、彼のもとで雑誌の編集にあたった人物の個人文書である。DVHWは、庭/菜園がついた一家族ないし二家族用の一戸建て家屋をフォルクスハイムシュテッテ (*Volksheimstätte*) と呼び、その建設を推進した。この協会の役員・顧問には、エーレンのほか、以下で触れるCDUのリュッケを筆頭に、当時の住宅政策に関係する政治家、官僚、知識人、カトリズム団体の代表が名を連ねていたため、この協会内での議論を史料から読み解くことが重要とな

² *Zentrale Datenbank Nachlässe* <http://www.nachlassdatenbank.de/> (20/03/2010)

³ 連邦議会の委員会には、頻繁に名称が変化するものがある。被選期間 *Wahlperiode* ごとの委員会の名称については以下の議会文書館の所蔵に関する概観を参照。

<http://www.bundestag.de/dokumente/parlamentsarchiv/oeffent/Bestaendeuebersicht.pdf> (20/03/2010)

る。エーレンは戦間期の青年運動や生活改善運動に触発されカトリシズムの立場から集落建設の実践を始めた人物で、リュッケとも親交があった。その個人文書にはリュッケとの関係や戦間期からのエーレンの思想・活動に関する史料が含まれている。また、RDSの史料には、各地に設立された協会の定款や作業規則が含まれ、現場のあり方に迫る一助となる。

(4) アデナウア財団歴史文書館 Archiv für Christlich-Demokratische Politik, Sankt Augustin

ボン郊外、ライン右岸のザンクト・アウグスティンにある Archiv für Christlich-Demokratische Politik (ACDP) は、CDU系のコンラート・アデナウア財団の文書館である。CDUの政治家やCDUと関係の深かった官僚や知識人の個人文書、議会会派や党組織に関する史料を所蔵している。

筆者は、1950年代の住宅政策をリードし、連邦議会で復興・住宅制度委員会の委員長を務めたパウル・リュッケ Paul Lücke の個人文書を閲覧した。史料には、法案作成時や審議過程でのメモ、書簡、50年代を通じておこなった持ち家・家族住宅の重要性を訴える演説や講演の原稿などが含まれる。

(5) エーベルト財団歴史文書館 Archiv der sozialen Demokratie, Bonn

ボン市内にあるドイツ社会民主党 (SPD) 系、フリードリッヒ・エーベルト財団の歴史文書館 Archiv der sozialen Demokratie (AdsD) は、ドイツ国内はもちろん国際的な広がりをもつ労働運動に関する史料、労働組合やSPDに関する史料を広範に所蔵している。

筆者が閲覧したのは、ヴェルナー・ヤコビ Werner Jacobi の個人文書である。ヤコビは、連邦議会で建築・土地法委員会の委員長を務めると同時に、CDUに対抗し賃貸住宅建設を重視したSPDの議員でありながら、都市連絡協議会 Deutscher Städtetag の代表という立場でDVHWの役員にも名を連ねていた。ヤコビの個人文書には、DVHWでの活動に関する史料に加え、SPDに近い知識人とのやりとりも含まれており、ここから政策構想の配置・対抗関係を読み解くことが重要となる。

3. 感想・注意点

以上の様に、利用した文書館の性格も閲覧した史料の性格もまちまちであるが、その中で気がついた注意点や感想を最後に述べて本稿を終えたい。

史料調査の過程で筆者が痛感したのは、文書の量の多さである。対象とする時代の近さも一因と思われるが、刊行史料、文書館史料とも膨大に残されており、その中から、自分のテーマにとって大事なものを探しださなければならない。様々な文書を目の前にし、実際に自分の手で文書を繰っていく。こうした体験には現地での史料調査ならではの喜びがあり、体験それ自体が貴重なものと言うことができる。だが同時に、大量の文書の山に圧倒され、途方に暮れることにもなった。

史料の中でも個人文書の場合、閲覧許可の申請が必要な場合がある。デュッセルドルフの州立文書館でエーレンの史料の閲覧を希望した際には、文書館員がその場で制限の有無を確認し、すぐに閲覧可能となったが、ACDPでリュッケの史料を閲覧した際には、事前に文書によって閲覧許可を申請する必要があった。もともと、申請書は史料の利用目的、研究テーマなどを記入するだけの形式的なものであった。

建物の出入りなど文書館のセキュリティ面では、議会文書館が大変に厳しい体制をしい

ている。この文書館は国会議事堂脇の建物にあり首相府も近い。閲覧室は建物のごく一部を占めるだけで、その他の部分は議会関係の学術サービスのセンターになっているようである。入館時にはパスポートを預ける必要があり、その後、空港で見られるような金属探知のゲートをくぐらなければならない。セキュリティチェックを終えたのち、その場で待っていると、文書館員が迎えに来て閲覧室まで案内される。退出時も文書館員が出口まで付き添う（金属探知のゲートを再度通る必要はない）。

最後に、どの文書館も文書館員の親切な対応が印象的であった。筆者の要領を得ない質問にも丁寧に対応してくれ、閲覧やコピーに関する相談にも、最大限、利用者側の利便性を優先してくれた。こうした文書館員のサポートがなければ、文書館の利用・史料調査はより困難なものになっただろう、というのが筆者の率直な感想である。

フランス国立文書館訪問体験記

——近世フランス移民・外国人史研究に寄せて——

見瀬 悠

近年、近世フランスの移民・外国人史研究が、徐々に進展しつつある¹。近現代史に対して近世の移民史研究は遅れをとってきたが、その原因として、しばしば史料上の困難が指摘されてきた。確かに、出入国管理や人口調査が行われない近世という時代は、そもそも移民人口を体系的に把握する手段を欠いている。それでは、近世の移民・外国人史研究は、どのような史料を用いることができるのだろうか。

まず、最も代表的なのが、帰化や貴族位の取得に関する王状である。帰化状と貴族位叙任状がそれに当たる。次に、外国人の法的地位や財産相続に関する国際条約や王令や訴訟記録である。そのほか、外国人人口が多いとされる地域の小教区簿冊や公証人文書、フランス陸軍外国人部隊の兵員名簿、治安警察文書、特定の同郷者集団が営む宗教・教育施設の内部文書、等々、なかには断片的で扱いの難しいものも含まれるが、数も種類もそれなりに豊富である。

筆者が修士論文執筆のために 2009 年春に訪れたパリのフランス国立文書館 Archives nationales de France は、今列挙したような史料の大半を所蔵している²。この文書館は、1790 年に国民議会によって、旧体制期と新政権下の行政文書の管理と保管を主な目的として設立された。革命期にはテュイルリヤパレ・ブルボンなどを転々としたが、1808 年にナポレオン 1 世によってマレ地区のスピース館に移転されて以降、この場所で増築や拡張を繰り返し、今に至っている（正確には、スピース館自体は 1867 年に歴史博物館になり、文書館としての機能は、隣接する受付・研究センター Centre d'accueil et de recherche des Archives nationales (CARAN) が担っている）。フランス国立文書館は、現在では旧体制期から 20 世紀半ばまでの行政文書や公証人文書を中心に、膨大な史料を所蔵する文書館である。その全容を紹介することは筆者の手に余るので、以下、筆者の体験談を交えながら、文書館の利用の実際をお話したい³。

フランス国立文書館は、初心者にとって非常に利用しやすい文書館である。その理由はいくつか考えられるが、第一にその公開性があげられる。この文書館は、設立以来、文書の中央管理とともに一般公開を原則としてきたため、一部の私的文書を除いて、史料の閲覧は万人に開かれている。指導教官の推薦状や事前の面接は必要ない。日本でインターネットを通して事前手続きをし、CARAN 1 階の受付で利用者証の発行と料金の納入を行えば、誰でも史料にアクセスできる。また、史料の複写規制も緩やかで、大半の史料は、3 階の

¹ 研究動向については、Hanna Sonkajärvi, *Qu'est-ce qu'un étranger? Frontières et identifications à Strasbourg(1681-1789)*, Strasbourg, 2008 の序論が管見の限り最新。帰化や「国籍」研究では、Peter Sahlins, *Unnaturally French. Foreign Citizens in the Old Regime and after*, Ithaca-London, 2004。王権の外国人政策については、Jean-François Dubost et Peter Sahlins, *Et si on faisait payer les étrangers? Louis XIV, les immigrés et quelques autres*, Paris, 1999。特定の地域や集団の個別研究については省略する。

² フランス国立文書館所蔵の外国人史研究関連史料については、Jean-François Dubost, *Les étrangers en France. Guide des recherches aux Archives Nationales*, Paris, 1993。

³ 詳しい情報は文書館のサイトを参照。http://www.archivesnationales.culture.gouv.fr/ (17/03/2010)

閲覧室の机の上で好きなだけ写真を撮れる⁴。4階マイクロ室でのマイクロフィルムの複写も、紙代さえ払えば無制限である。用紙は係員からもらうことになっており、猛然と印刷していた筆者は用紙の消費スピードがあまりに速かったため、係員さんから「君、実は紙を食べてるんでしょ！」と笑われたことがある。

フランス国立文書館の第二の利点は、コンピュータ管理が進んでいることである。この文書館では、史料閲覧の予約は基本的にパソコンで行う。文書館外からでも二点までは事前予約が可能で、館内のパソコンでは当日見たい史料を別に注文できる。事前予約した史料は、当日閲覧室の出納カウンターですぐに受け取れる。当日注文したものは、受け取るまでに数時間かかるので、要注意である。うっかり予約なしに文書館を訪れると、史料が出てくるまでに何時間もじりじりと待つ羽目になる。また、一部の保存状態の悪い史料は、パソコンでの注文ができないので、閲覧室に備え付けの特別閲覧申込用紙で請求しなければならない。申込をしても返答が来るまでに3日から1週間ほどかかるため、短期滞在の場合は断念せざるを得ないこともある。ちなみに、閲覧の延長やキャンセルもパソコンでできるので、急に文書館に行けなくなった場合などに便利である⁵。

ところで、館外から史料番号を調べられなければ、館外からの閲覧予約はそもそも成立しない。そこがこの文書館の便利なところで、大まかな史料目録は文書館のサイトで参照することができる。もちろん、すべての目録情報がサイトに掲載されているわけではないので、より詳細な情報を得るためには、文書館2階にある目録室を訪れなければならない。ここには19世紀から蓄積された目録がセリ Série ごとに分類されていて、テーマ別に編纂された便利な目録も置かれている。たとえば、筆者は18世紀の帰化状を調べるために、内務府文書（Série O¹: Maison du Roi）所収の帰化状に関する目録を参照した。目録が綺麗で読み易ければ、目録室での作業は円滑に進むが、実際にはそうもいかない。目録の製本の仕方がいびつで、肝心の文字が頁の綴じ目に隠れていたり、印刷が切れていたり、目録自体が19世紀の「手稿文書」で、初心者には判読困難なばかりか、印刷まで薄かったりと、苦勞はつきものである。

けれども、苦勞があるからこそ、親切な人たちとの出会いが忘れられない思い出となる。この文書館では、より多くの人に史料閲覧の機会を配分するために、一度閲覧して返却した史料は、最低でも約2週間は再閲覧できない。当初このシステムを知らなかった筆者は、複写前の史料を一部返却してしまい、再閲覧できないことに気付いたときには、滞在残り2週間を切っていた。なにしろ、ある史料群をすべて複写しなければ修士論文の史料が揃わない状況だったので、問題は切実である。このまま複写を終えられずに帰国日を迎えるのか、と不安に駆られながら閲覧室長に相談したところ、出納カウンターの方に口利きをしてくれて、なんと翌日から見られるようにしてくれるというではないか。捨てる神あれば拾う神ありとはまさにこのことで、あの時は本当に嬉しかった。実際には、翌日以降もなぜか閲覧予約はできないままで、ぬか喜びに終わったけれど、あの出来事は異国の文書館で心細かった筆者にとって、とても心温まる経験だった。ちなみにこの史料は、帰国数

⁴ プライヴァシーや著作権に抵触する恐れのある近代以降の史料に関しては、この限りではないだろう。また、筆者は利用しなかったが、コピー機による複写も、閲覧室長の許可をもらって行えるようである。

⁵ 当日閲覧した史料は、出納カウンターで延長か返却を選べる。延長は、一点につき最長約2週間可能である。また、予約や延長を通して一人の利用者が一度に確保できる史料は、八点までとなっている。

日前に何故か再閲覧が可能になり、幸運にも事なきを得た。これに限らず、フランス人の老紳士が通訳をしてくれたり、マイクロ室の係の方が用紙代をまけてくれたりと、人の親切に触れて、勇気づけられる毎日だった。

筆者は3週間の短い滞在のなかで、ほぼ毎日文書館に通い、毎日のように何らかの失敗をしたが、文書館利用について予習を怠っていなければ、そのうちのいくつかは回避することができたはずだと、今にして思う。これからフランス国立文書館に史料調査に出かけようとする方にとって、この短いエッセイが少しでも手助けとなるならば、筆者としても幸いである。

近世パリ史のための二つの文書館

角田 奈歩

私の研究テーマは18世紀パリの服飾関係小売業です。主に革命前の時期を扱っています。手稿文書としては当時の小売商の営業書類が最も重要な史料です。他に同業組合(ギルド)関連の史料や公証人文書も使います。私は2007年秋から2009年秋までパリ第1大学第9学部(史学)のMaster 2課程に留学していました。以下は留学中の体験と、2010年4~5月のパリ短期滞在の折に得た情報です。

パリ市文書館¹

17~19世紀パリの手工業者・小売商については、破産者の帳簿や破産文書がパリ市文書館に商事裁判所関連史料として大量に所蔵されています。

パリ市文書館は無料で誰でも利用できます。フランス国内居住者は滞在許可証と公共料金の請求書などの居住証明となるもの、非居住者はパスポートを示せば受付で年内有効の入館証を作ってくれます。開館日は月~土ですが、土曜日は新しく史料を請求することはできず、金曜日までに閲覧していた史料の延長閲覧だけ可能です。史料の予約はできませんが、1時間以内に出てくるので心配はいりません。ちなみに、周辺にはマクドナルドが1軒あるだけでカフェなどもあまりないので、時間帯によっては昼食を持参したほうがいいでしょう。開館は17時半までですが、フランスの常としてこれは館員が帰る時刻なので、実際は17時過ぎくらいから追い立てられ始めます。また月曜日は午後からです。

入館証を受付で示して中に入ったら、まず奥のロッカー室に荷物を預け、備え付けの透明袋に必要なものだけ入れます。ロッカーは以前はデポジットコイン式でしたが、数字錠式のものに取り替えられて便利になりました。

閲覧室はフランス式1階です。スペースが広い席、書見台がある席など自由に選べます。選んだら席札を中央の監督室まで取りに行き、席に置きます。史料は壁に沿ってリストのファイルや検索用カードが並んでいるので、それを使って探します。よくわからないときは受付奥の部屋にいる専門員に相談もできます。

請求は普通閲覧室中央の端末からしますが、破損しやすい要注意史料は端末に入力してみると専門員に直接請求に行くようメッセージが出ます。専門員は1人しかいないので、長時間相談をしている人がいると請求のためだけに延々と待たされることになります。顔馴染みになれば、あの人は請求だけだからと先にしてくれたりもするのですが。またここには趣味の家系図作りのために調べに来ているお年寄りも多いので、そういう人と史料が重なるとなかなか順番が回ってこないこともあります。

史料が閲覧室奥の受け取り窓口に到着すると電光掲示で席番号が表示されます。一度に3つの史料まで同時に閲覧できます。要注意史料は監督室の中の席で備え付けの手袋をはめて扱うことになっていて、載せるためのクッション台なども貸してくれます。私が使っていた帳簿類はすべて要注意史料に指定されているので、いつも手袋をはめての作業でし

¹ Archives de Paris, 18 Boulevard Séruier 75019 Paris.

URL: http://www.paris.fr/portail/Culture/Portal.lut?page_id=149 (10/04/2010)

た²。破損しやすいどころか、カー튼を開けたらすでに中の帳簿が虫食いで半分以上消え失せていたこともありました。

閲覧の際はフラッシュを使わなければ撮影自由です。地図などの大きい紙は貼って全体を見たり撮影したりできるようホワイトボードも用意されています。全体に室内が明るいので撮影はしやすいほうだと思います。私はこの文書館でマイクロフィルムを利用したことではないのですが、閲覧室奥にはマイクロフィルム閲覧コーナーもあります。

パリ市文書館は後述するフランス国立文書館などと較べると規模が小さく、ウェブサイトには各史料の状態などの情報が載ることではないため、旅行など短期間のうちに見たい史料があるときは事前にメールか電話で問い合わせたほうが良いでしょう³。

フランス国立文書館⁴

同業組合関連史料や公証人文書はマレにあるフランス国立文書館に所蔵されています。特に公証人文書に関しては膨大なコレクションがあり、一部の情報を公式サイトデータベース ARNO から検索できますが、館内の端末を使うとより網羅的に検索できます。

入口で手荷物チェックを受けて館内に入ったら、まず滞在許可証、居住証明、パスポートなどを示して入館証を作ってもらいます。登録は有料で、1週間か1年間か選べますが、学割が利くので学生ならぜひ証明書を持参しましょう。入館証ができればロッカー室に荷物を預けます。ここのロッカーは最近すべて数字錠式のものに取り替えられコイン不要になりましたが、少し仕組みがややこしいので、私は最初設定を間違えて開けられなくなり、頼んで開けてもらうことになってしまいました。係員によるとよく開けられなくなる人がいるそうなので気を付けて下さい。

検索室はフランス式1階、閲覧室は2階、マイクロフィルム閲覧室は3階で、閲覧室入室は入館証のタッチセンサー式です。閲覧室にはインク式のペンは持ち込めないのも、鉛筆を忘れずに用意しましょう。また本は閲覧室中央の受付で持ち込み証明書を書いてもらわなくてはなりません。退室するときも毎回持ち物のチェックがあります。紙束などは全部めくり、パソコンや電子辞書も開いて中を見せる入念なものです。

閲覧室に入ったらまず史料受け取り窓口に席札をもらいに行きます。史料を予約してある場合はその旨を申し出ます。史料請求は窓際の小部屋の端末からしますが、史料によっては出てくるまで何時間も待たされることがあるので、公式サイトから予約しておいたほうが良いでしょう。請求時にマイクロフィルムと表示された場合は3階のマイクロフィルム閲覧室に行きます。一般の史料なら、席のランプが点いたら窓口に受け取りに行きます。閲覧できるのは一度に1史料のみです。

閲覧中、長時間席を離れていると見回りに来た館員が劣化を防ぐために史料を箱に片付けてしまい、開いた箇所がわからなくなってしまうことがあるので、注意した方が良いでしょう。史料はフラッシュを使わなければ撮影できますが、やや照明が暗めなので苦勞するかもしれません。またマイクロフィルムは有料で印刷できますが、場合によっては画面を撮影しても大丈夫です。

² 18世紀の帳簿は史料番号 D5B6 に含まれるが、カビ発生などの史料状態悪化のため、今年から基本的に閲覧不可になっている。詳細は担当者 Madame LHEUREUX に問い合わせのこと。

³ 2010年5月現在、閲覧室内で足場を組んだ工事のため、改装による閉館になる可能性もあります。

⁴ Archives Nationales de France, 11 Rue des Quatre Filis, 75003 Paris.
URL: <http://www.archivesnationales.culture.gouv.fr/> (08/04/2010)

ボルドーの文書館における史料調査

空 由佳子

2005年の夏からフランス政府給費奨学生として留学する機会に恵まれた私は、ボルドー第3大学歴史学科修士課程 Master の2年次に登録して修士論文を執筆した後¹、博士課程に登録し、『旧体制から十九世紀初期のボルドーにおけるエリートと貧民救済』というテーマで現地で研究を続けている。本研究は、貧民救済を巡る中央政府・地方行政・教会の権力関係並びに社会構造の変化について議論することを目的としている。それゆえ、アキテーヌ地方とボルドー市の行政文書、ボルドー大司教座 Archevêché de Bordeaux・教会参事会 Chapitres de l'église・小教区 paroisses に関する教会文書、公証人文書の中に含まれるエリートの遺言状 testaments、施療院文書 archives hospitalières という多岐にわたる史料が調査対象となる。

ボルドーは、18世紀にロンドンに次ぐ世界第二の国際貿易港として繁栄を極め、その富を背景とした18世紀の都市改造により実現された美しい町並みを現在も称えている。フランス革命下にはブルジョワジーの利害を代弁するジロンド派の拠点となった。この町に私が初めて足を踏み入れたのは、4年半前のことである。

ボルドーの文書館

旧体制下のボルドーは、その広大な行政管区の統治を巡って大司教、地方長官、高等法院、ボルドー市の諸権力が共存・対立する、アキテーヌ地方の主要都市であった。それゆえ、アキテーヌ地方に関する文書の大部分はボルドー市の文書館に保存されている。

ボルドー市には、主に三つの古文書館がある。一つ目はジロンド県文書館 Archives départementales de la Gironde である。ジャルダン・ピュブリックの近くに位置する県文書館は、2010年秋から近代的文書館を目指して建築中の建物に移転される他、史料の目録や原典の一部がインターネット上で参照できるようになりつつある²。ここでは、アキテーヌ地方に関する地方行政文書、裁判所文書、教会文書、公証人文書などを参照することができる。二つ目はボルドー市文書館 Archives municipales de Bordeaux で、政府・県との往復書簡、ボルドー市の文書などが保存されているが、火災による史料の焼失のために、参照できる史料は少量である。三つ目はボルドー市図書館 Bibliothèque municipale de Bordeaux の最上階にある文書室だが、史料の種類が非常に限られている。つまり、アキテーヌ地方史研究の史料調査は、主にジロンド県文書館にて実現される。

史料調査の実態

フランスの文書館における史料調査の手続きは、全ての文書館で共通であろう。まず、調査対象となる史料の目録の中から、必要な史料の番号を探し出し、その番号で史料を依頼する。参照できる史料の数は大抵一日10個までに限られている。

史料調査の初日に私が直面したのは、歴史を語る古文書を実際にその手にしたという喜びではなく、18世紀の手稿文書を解読することの困難と絶望感であった。たった1枚の史

¹ SORA Yukako, *Assistance aux pauvres et élites : Bordeaux et Aquitaine, 1715-1815*, Université Michel de Montaigne Bordeaux III, 2006.

² <http://archives.gironde.fr/> (08/05/2010)

料の解読に一日を費やした私が、果たして膨大な数の史料を読みこなし、史料に基づく新しい歴史を語ることができるのかという疑念を抱いたのである。しかし、毎日手稿文書を見つめているうちに、文書の記述様式における規則性を見出すようになり、少なくとも解読上の困難は感じなくなった。

史料解読という壁を乗り越えた段階の私は、新たな課題に直面した。それは、膨大な史料の調査・整理の作業である。史料の調査方法は史料の性質によって異なるが、私自身の史料調査におけるその手続きは主に3つに分けられる。

一つ目は、その総体が見える史料を整理していく方法である。私の場合は、施療院 *hôpital* と救貧事務所 *Bureau de Bienfaisance* の議事録がこの種の史料にあたるが、1750年から1830年までの合計80年分の膨大な量の手書きの議事録を読みながら必要な情報を選んで整理することは非常に骨が折れる作業である。

二つ目は、断片的な史料を集めて統計を出す方法である。これに相当するのが、公証人文書の調査である。公証人はフランスに特徴的なシステムで、各種私文書の公正証書の作成を行う役割を持つ。ゆえに、公正証書の原本 *minutes notariales* の調査は系譜学 *généalogie* を初めとする社会史研究を行う上で有益である。この公証人文書の中で私が扱ったのは、聖職者、貴族、卸売商人等のエリート層が残した遺言状である。遺言状の調査といっても、史料の束を闇雲に探すのではなく、公証人により登記された遺言状リスト *table de testament* に基づいて、あらゆる証書が混ざった史料の束の中から一枚一枚遺言状を探し出し、分析に必要な情報をファイルメーカー等のデータベースに入れていくのである。この作業を約800通分の遺言状を探し出すために長期に渡って行わねばならず、さらに、通常は読みやすい公証人文書の中でも最も読みにくい遺言者直筆の遺言状の解読は、時に非常に困難である。

三つ目は、ほとんど史料が残っていない事柄について、情報が見つかる可能性のある古文書の束を片っ端から開く方法である。この方法は、実は私がよく使わざるを得なかったものである。というのも、フランスの救貧制度を説明する上で重要であるにも関わらずあまり知られていない小教区の慈善活動に関する情報を得るために、小教区のあらゆる史料から地方長官文書まで、調査しなければならなかったからである。しかし、このような収穫なく終わることもある作業の重要性を強調しておかなければならないだろう。なぜなら、見出された過去の断片を組み立てる作業こそが、歴史研究の本質だと私は考えるからである。

こうして、4年半の長く厳しい史料調査を終了しようとしている私は、様々な史料の総体のみが描き出すことのできる過ぎ去ったフランスに漸く出会うことができたのである。

リヨンでの図書館利用について

長谷川 敬

筆者は、古代ローマ史、とりわけ帝政期ガリア地方の社会史を研究している。具体的には、ルグドゥヌム（現リヨン）を活動拠点としていた商人・水運業者らの人的ネットワーク、そして彼らと地方貴族との関係について、主に「同職組合」（コレギウムまたはコルプス）に関係する史料や貴族個人に関わる史料から実態を明らかにすることを目指している。使用する史料の多くは石に刻まれた碑文であり、商人・水運業者個人の墓碑から、組合役職者や貴族を称える顕彰碑文、そして貴族個人が地元の神々に捧げた奉獻碑文に至るまで、その種類は様々である。これら多種多様な碑文史料に共通するのは、被葬者あるいは被顕彰者など碑文中に言及される人物の名前に、その経歴が添えられているという点である。碑文製作時までに獲得した身分、歴任した公職、または私的職業など、記載内容の性格の違いや経歴の長短の差こそあれ、故人や有力者の存在を際立たせるために、当時の人々は進んで碑文中で個人の経歴に言及したのである。

筆者の史料分析は、この個人経歴を分類・整理し、相互に比較することを主な手法としている。さらに、衆目に晒されることを前提とする碑文の性格上、その設置場所や設置形態は、碑文製作者の意図を知るための重要な手がかりであり、これらの情報の収集・検討も史料解釈作業の重要な部分を占める。したがって、碑文という文字史料の解釈のためには、それを取り巻く物理的状況を把握するための便となる考古学的知見が不可欠であり、さらに、帝国他地方と比べ文字史料の絶対数に劣るガリアにあっては、田園地域における貴族の邸宅跡や、ワイン・オリーブ油の輸送用壺（アンフォラ）といった出土物が、文字史料の不足をある程度補完する重要な一次史料となる。ただし本稿では、企画の趣旨に基づき、文字史料である碑文について主に記すこととする。

さて、これらの碑文史料を紐解くためにはどうすればよいか。答えは、読者の期待を裏切るものかもしれない。なぜなら、ガリア地方の碑文テキストを参照するためには、基本的に現地に赴く必要はなく、日本国内の幾つかの大学図書館または研究室等に付属する専門図書館に足を運ぶことで事足りてしまうからである。『ラテン碑文集成』*Corpus Inscriptionum Latinarum (CIL)*の12巻と13巻には、かつてのガリア地方（ライン流域の高地・低地ゲルマニア属州も含む）に相当する地域で発見されたラテン碑文の大半が所収されており、また、この集成に未所収の碑文の多くは、フランスで発行される『碑文学年報』*L'Année épigraphique (AE)*誌上にて随時紹介されることが一般的である。この他、フランス・ドイツの地域毎に編纂された碑文集や、特定テーマの下で編集された選集についても、所蔵機関の数が非常に限られるとはいえ、日本国内で参照できるものが少なくない。

では、筆者はなぜフランスに留学しているのか。この疑問に完全に答えようとするれば本稿の主題から大きく逸脱してしまう。しかし、後述内容との関連からここで指摘しておきたいのは、上述のように、碑文を解釈する際に必要となる考古学的情報や、個々の碑文解釈を巡る報告書・論文、さらには碑文学者の生のコメントにアクセスするためには、筆者の専門領域に関して言えばフランスで研究を進めるのが最良の選択である、ということである。

さて、筆者がリヨンの図書館において利用する頻度の高い史料は、前述の*CIL*、*AE*を始めとする各種碑文集に加え、フランス各地で出版される考古学雑誌、様々な歴史研究雑誌、

そして学会・シンポジウムの記録集となる。とりわけ重要なのは、リヨンで発見された碑文を所収する A. de Boissieu, *Inscriptions antiques de Lyon, reproduites d'après les monuments ou recueillies dans les auteurs*, Lyon, L. Perrin, 1854 (国内未所蔵) といった、19 世紀中頃から後半にかけて刊行された碑文集である。これらを参照することで、例えば実物が既に失われてしまった碑文について、その発見状況等を詳しく知ることが出来る。さらに、フランスの各地方で出版される考古学雑誌には、日本国内で所蔵されていないものが多いという印象を受けるが、それらを実際に手に取ることで、各地の発掘調査で得られた最新の成果や、それに基づく新たな歴史的解釈を参照できる。フランス各地で開催される学術会議の報告集、または学会の記録集についても、その多くが国内未所蔵であるが、近年の研究動向を綿密に把握する上で重要な手段であるといえよう。

次に、これらの史料を実際に関覧できる施設について略記したい。筆者が主に利用する図書館(室)は、リヨン第2大学付属の研究施設である Maison de l'Orient et de la Méditerranée Jean Pouilloux の付設図書館(以下 MOM と記す)、リヨン第3大学付属で西方ローマ世界の研究拠点である Centre d'études et de recherches sur l'occident romain の付設図書室(同 CEROR)、そしてリヨンにある複数の大学共同の人文社会系図書館である Bibliothèque interuniversitaire de lettres et sciences humaines de Lyon (同 BIU) である。MOM は、古代ローマ史のみならず、広くギリシャ史やオリエント史に関する史料・文献が所蔵されており、西洋・中近東の古代史全般に関しては、質量ともにリヨン最大の図書施設である。所属がリヨン第2大学であるため、筆者にとって MOM がメインの図書館となるのだが、その一方で筆者の研究テーマに直接関わる文献では未所蔵のものも多い。それを補完する施設が CEROR である。CEROR は、図書室という呼称が相応しい小規模な施設ではあるが、その施設名が示すようにガリアを含むローマ世界の西方地域に特化した蔵書を有し、その利用価値は極めて高いといえる。一方、BIU も、MOM を補完するという意味では CEROR と同様の位置づけになるが、施設規模の面では CEROR を大きく上回る。

次に、各施設の利用環境について見てみよう¹。各図書館の利便性を、閲覧・複写の自由度、開館時間の長さ、配架方法の明瞭性(※筆者の主観的評価)、閲覧環境の快適性(※同左)という点で比較してみると、総合的に最も使いやすいのは MOM である。とりわけ、大半の資料が開架で自由に手に取れる点、配架方法が明瞭で資料探しが容易である点、そして複写を自由に行える点は、特筆に値する。館内は少々薄暗いが、ランプを備えた閲覧席が十分に用意されている。MOM に次いで利用しやすいのが、BIU であろう。BIU は、リヨン市街の南に位置するドニ・デイドロ図書館の施設内に、リヨン高等師範学校(ENS)の人文社会系図書館および国立教育研究所(INRP)付属図書館と並んで開設されている。施設内の構造が複雑なため、初回利用時などには BIU 内の歴史または古典部門の閲覧室を見つけることが最初の難関であり、また配架方法が複雑で、請求記号をもとに目的の図書を見つけることも難しい。閉架図書の閲覧請求時には、係員のミスから請求したものとは別の本が用意され、お目当ての本を手にするまでに最終的に 30 分近く待たされることもある。それでも、基本的に閲覧・複写が自由であることに加え、開館時間の長さ(平日は 19 時、土曜日 17 時まで開館)、施設全般の新しさ、そして非常に開放的で自然光に溢れる

¹ 現在のところいずれの施設も、修士以上の学生証(国際学生証もしくは英文在学証明書が望ましい)あるいは研究者の身分を証明できるものがあれば、学外者でも基本的に入館・閲覧が可能である(ただし、MOM に限り証明写真が必要である)。利用条件に関しては変更の可能性もあるので、該当ホームページにて最新情報を確認されることをお奨めしたい。

閲覧室（閲覧席も多数あり）は評価できる。また、古代史研究者にとって有り難いのは、館内設置 PC から『文献学年報』*L'Année philologique* の著作・論文目録に無料でアクセスできることである。最後に CEROR については、複写の制限（事前申告制で大量の複写は許可されない可能性あり）、開室時間の短さ（1 時間 30 分の昼休みあり）、閲覧室の狭さが、やや利便性を損ねているものの、専門蔵書の質はリヨン随一である。そして、何よりも受付の女性が大変親切であり柔軟な対応をしてくれるおかげで、気持ちよく閲覧作業が行えるというメリットがある。何か希望がある場合には相談してみるのもよいだろう。

本稿を結ぶに当たり、本企画の主題から若干逸脱することをお許し願いたい。文書館で一次史料の原典に接する機会に比較的乏しい古代史ではあるが、筆者にとってそれに相当する作業を敢えて挙げるとすれば、リヨンとヴィエンヌのそれぞれのガロ・ローマ博物館（Musée gallo-romain Lyon-Fourvière ; Musée gallo-romain Saint-Romain-en-Gal - Vienne）で収蔵されているオリジナルの碑文に接することであろう。前述の各種碑文集では記載がないこともある石の形状や寸法、文字の大きさ、そしてテキスト解釈上極めて重要な要素となる文字の欠損箇所を我が目で見ること、史料としての碑文の性格をより具体的に理解することが可能となる（写真撮影および非展示碑文の見学には事前許可が必要。毎週木曜日は二館とも入場無料）。「文書館」の一つとして、この二博物館も最後に挙げておきたい。

近世フランスのイエズス会史料

——イエズス会フランス文書館を中心に——

山本 妙子

はじめに

私は、フランスのモンブリエ第三大学博士課程に留学中で、近世フランスの宗教社会史を専攻している。研究テーマは、17世紀から18世紀にかけての都市社会におけるカトリック改革である。現在は、イエズス会のコレージュ（中等教育機関）を中心に普及した「マリア信心会」の研究に取り組んでいる。このマリア信心会は、1563年からイエズス会によって指導された団体であり、コレージュの生徒だけでなく、都市の名士や手工業者にも広まり、社会階層ごとに設立された点に特徴がある。本稿では、私がこの研究で利用している近世フランスのイエズス会史料を所蔵している文書館について紹介したい。

フランスにおける近世のイエズス会史料の所在について

アンリ・フークレ著『フランスにおけるイエズス会の歴史（1528-1762）』を参照すると、近世フランスのイエズス会関連文書を所蔵する文書館は、主に二つに分類できる¹。イエズス会の私設文書館と、国立文書館をはじめとする公立の文書館・図書館である。

フランスでは、18世紀末、イエズス会解散（1762-64）やフランス革命をはじめとする政治的・社会的変動の結果、イエズス会関係の文書は当局によって接収された。そのため、16世紀から18世紀のイエズス会関連史料の多くは、国立文書館、国立図書館、外務省文書館、各地の県・市町村の文書館と図書館などが所蔵している²。図書館に関しては、現在、その多くが館内の端末からだけでなく、インターネットサイトからカタログの検索が可能である。そこで、本稿では文書館に絞って言及したい。

公立の文書館において、近世のイエズス会関連文書はコレージュの史料群や、修道会の史料群に整理されている場合が多い。さらに在俗聖職者関連の史料群、高等法院関連の史料群の中にも散在している。たとえば、私が頻繁に利用しているエロー県文書館 Archives départementales de l'Hérault では、主に Série D（教育・技芸関連の史料群）にイエズス会コレージュ文書として、Série H（律修聖職者関連）に修道会文書として、さらに Série G（在俗聖職者関連）の旧司教区の史料群の中に分類されている³。

イエズス会の文書館としては、総本部のイエズス会ローマ文書館 Archivum Romanum Societatis Iesu (ARSI)、イエズス会フランス文書館 Archives Françaises de la Compagnie de

¹ Fouquieray, Henri, *Histoire de la Compagnie de Jésus en France, des origines à la suppression (1528-1762)*, 5 volumes, Paris, A. Picard et Fils, 1910-1925.

² 隣国のイタリア、スペイン、ベルギー、ドイツの文書館・図書館にも所蔵されている。

³ フランスの文書館は、史料の由来などに基づき Série という枠組みで分類している。文書館の仕組みや分類に関しては、各文書館の公式サイトや以下の文献を参照のこと。Delsalle, Paul (dir.), *La recherche historique en archives : XVI^e-XVII^e-XVIII^e siècles*, Paris, Ophrys, 2007; Id., *La recherche historique en archives : XIX^e et XX^e siècles : de 1789 à nos jours*, Gap, Ophrys, 1996. ちなみにイエズス会史料は、国立文書館 Archives nationales では Série G ; M ; MM ; X、県文書館 Archives départementales の括りでは Série D ; G ; H、市文書館 Archives municipales では Série AA ; BB ; GG などに整理されている場合が多い。各都市のイエズス会史料の所在に関しては、以下の文献が詳しい。Delattre, Pierre (dir.), *Les établissements des jésuites en France depuis quatre siècles*, 5 volumes, Enghien, Institut de théologie, 1948-1957.

Jésus (A.F.S.I.)⁴とイエズス会図書館⁵を挙げることができる。ローマ文書館は、世界各地のイエズス会士からの報告書や書簡類をはじめ、数多くの貴重史料を所蔵している。この文書館では、フランスのイエズス会がローマの総長に送った文書類が閲覧できる。一方、イエズス会フランス文書館とは、現在の「フランス管区」の文書館を指す⁶。とくに 19-20 世紀の史料が豊富だが、近世の重要な史料も寄贈や購入により集められている。この文書館に関しては、本邦ではあまり紹介されていない。そこで次に、私の利用体験をもとに紹介をしてみたい⁷。

イエズス会フランス文書館（ヴァンヴ）

パリの南部、15 区に隣接した郊外、ヴァンヴのレモン・マルシュロン通りに面するイエズス会施設内に、イエズス会フランス文書館はある⁸。鉄道のヴァンヴ - マラコフ駅から徒歩 10 分、最寄りのバス停からも 10 分ほどのところに位置する⁹。

1976 年、フランスのイエズス会は、会員数の減少などに伴い、それまでの四管区構成から、単一のフランス管区に統合された¹⁰。統合後、1987 年から 1989 年にかけて、旧シャンパーニュ管区・リヨン管区・パリ管区・トゥルーズ管区の文書は、ヴァンヴのイエズス会施設内の図書館に集められ、このフランス管区文書館が設立された。

所蔵史料には、まず旧管区と現フランス管区の管理・行政に関する書類、会員の養成、イエズス会施設、宣教や他の活動に関する文書、イエズス会士個人の書類が含まれる。近世フランスのイエズス会の報告書に関しては、原本はローマ文書館に所蔵されているが、複製を閲覧できる¹¹。複製写真とはいえ、フランス国内で簡単に調査できるのは非常に便利である。そのほか、寄贈・購入による複数のコレクションも存在する。なかでも近世の史料としては、プロティエ・コレクションに、17 世紀末から 18 世紀における中国、インド、カナダ、アンティル諸島の宣教に関係する文書が収められている。また、聖フランソワ・ド・サル、聖ヴァンサン・ド・ポール、ボシュエ、フェヌロン、シャトーブリアンな

⁴ 別名：イエズス会フランス管区文書館 Archives de la Province de France de la Compagnie de Jésus

⁵ イエズス会図書館としては、たとえば、パリのイエズス会の神学部・哲学部があるセーヴル・センター Centre Sèvres の図書館や、シャンティイのフォンテーヌ図書館 Bibliothèque jésuite des Fontaines が多くの貴重なコレクションを所有していた。ただし、フォンテーヌ図書館は 1997 年に閉鎖され、現在では、リヨン市図書館 Bibliothèque municipale de Lyon に「フォンテーヌ・イエズス会コレクション」として 500,000 にのぼる文書類が移転され、保管されている。また移転の際、一部のコレクションはセーヴル・センターの図書館にも移された。

⁶ 管区：イエズス会の管轄単位。各管区にはイエズス会総長から任命された管区長がいる。

⁷ イエズス会フランス文書館に関しては、世界各地のイエズス会文書館を紹介したガイドブック (McCoog, Thomas M., *A guide to jesuit archives*, St. Louis, The Institute of Jesuit sources; Rome, Institutum historicum Societatis Jesu, 2001) および、以下のイエズス会フランス管区のホームページも参照した。
<http://www.jesuites.com/compagnons/archives.htm> (16/03/2010)

⁸ 連絡先：[名称] Archives Françaises de la Compagnie de Jésus [住所] 15 rue Raymond Marcheron, Vanves, 92170, France [電話番号] (33) 1-4645-5166 [文書館直通の電話番号](33) 1-4644-3684 [メールアドレス] robert.bonfils@free.fr

⁹ パリ市内からはバスの利用が便利だろう。最寄りの停留所としては、シャティオン通り (RATP 189) カルフル・ド・ランシュレクシオン (RATP 126, 89)。

¹⁰ Avon, Dominique et Rocher, Philippe, *Les jésuites et la société française : XIX^e-XX^e siècles*, Toulouse, Éd. Privat, 2001, pp. 242-246.

¹¹ 各管区、各施設が毎年作成した名簿の類「カタログ」Catalogues、各施設がローマのイエズス会総長に毎年提出した報告書「年報」Letterae annuae など。

どの書簡をはじめとする貴重史料や、版画、写真、音声史料なども保管されている。16世紀から20世紀にかけて出版されたイエズス会士の著作、イエズス会に関する文献も数多く所蔵している。

この文書館の利用は完全予約制である。所蔵史料目録は、文書館長ロベール・ボンフィス神父 Robert Bonfils, S.J.がすべて管理している。そのため利用者は、事前に手紙、電話またはメールで、研究内容や閲覧したい史料について、彼と相談する必要がある。来館の際、利用者は、イエズス会施設の入り口で、インターフォンから文書館利用の旨を告げる。たいていの場合、助手の方が応答し開錠してくれる。文書館は、入ってすぐ目の前の施設の一番奥の部屋にある。閲覧室は二部屋（大部屋と小部屋）あり、それぞれ三・四人が利用できるスペースがある。すでに述べたとおり、予約制なので混雑することはまれである。閲覧室に隣接して、ボンフィス氏の書斎兼目録室と助手の書斎があり、さらに奥に書庫がある。史料の請求の際は、助手の書斎に行き、助手の方に請求番号を書いたメモを渡す。すぐに彼女が閲覧机まで史料を運んできてくれる。閲覧室には、パソコン用の電源もあり、各自その場で史料の写真撮影も可能である。また閲覧室には、出版された文献や未刊行論文などが陳列しており、自由に閲覧することができる。開館時間は、通常、月曜から木曜、9時から12時と14時から18時まで。昼休みが長いので注意が必要だが、周囲にはレストランやカフェが何軒もあり、またすぐ近くにフレデリック・ピック公園という休憩するのに好都合な広い公園がある。私は、昼休みによくこの公園を訪れたが、文書館の助手の方もここで休憩しているのをたまに見かけた。

最後に、ヴァンヴの所蔵史料目録は、現在も更新中であり、まだ整理されていない史料もあるようだ。利用者にとって、目録に簡単にアクセスできないのは不便である。しかし、未知の情報を得る可能性もある。実際、私が二度目の史料調査で来館した際には、ボンフィス氏と助手の方が、マリア信心会や類似の宗教結社に関連する所蔵史料・文献目録を作成・用意してくださり、意外な史料に出会うことができた。興味のある方は、一度ボンフィス氏に直接質問することをお勧めする。

以上、フランスにおけるイエズス会史料の所在とイエズス会フランス文書館について簡単に紹介した。今後、文書館を利用する方の参考になれば幸いである。

パリの世界ユダヤ連盟文書室

清水 領

私は現在、19世紀中盤のフランスにおけるユダヤ教の改革運動に関する史料を集めるため、パリの複数のユダヤ系機関の文書室を訪れている。フランス国内のユダヤ人は1791年の国民議会において市民権を認められ、その後ナポレオンが設立したユダヤ長老会の下で制度的に統合されていった。七月王政以降に長老会体制が安定すると、帝政時代に作られた体制が時代変化に伴っていないという批判が起き、組織的及び宗教的な改革が唱えられるようになった。具体的には、シナゴグにおける礼拝内容の変更やオルガンの設置、旧約聖書の再解釈、女性の礼拝参加などが議論された。この運動には、キリスト教社会の中で未だ不安定なユダヤ人の地位を確立し、信徒の宗教離れを防ぐ目的があったが、ユダヤ教の伝統に対する捉え方の違いから改革派と伝統的ラビが対立する起因ともなった。他のヨーロッパ諸国のユダヤ人の間でも、19世紀から20世紀にかけて同様の改革運動が見られ、ユダヤ教の特異性を強調したことから、ユダヤ民族主義の初期形態とも言える¹。

この改革運動に関する印刷物史料を閲覧できる場所の一つに、世界ユダヤ連盟 Alliance Israélite Universelle のパリ本部の文書室がある。世界ユダヤ連盟とは、1860年に反ユダヤ主義に対してユダヤ人有志が結束し、同胞支援を行うことを目的に設立された機関であり、世界最初の国際的なユダヤ組織だと言われている²。現在、パリに数あるユダヤ系組織の中でも、刊行物の出版や展示会の後援などの文化的活動において中心的な存在である。図書室の蔵書も充実しており、パリでユダヤ教を研究する者は最初にここを訪れて参考文献を集めるようである。連盟は設立から現在に至るまで、初等・中等学校を設立して現地のユダヤ人にフランス語と人権思想を広める活動を行っており、特にイスラム教地域における役割は大きい。フランス政府の命を受けて活動していた訳ではないが、第二帝政下の海外進出政策、汎フランス主義を代弁した存在でもある。

このような背景があるため、当連盟の文書室には中東地域、北アフリカ地域の学校教師とパリの本部との間に交わされた書簡史料や、現地の学校設立に関する史料がまとまって保管されており、中東研究にも有用である。また、慈善家や研究者の遺族によって遺贈された個人史料や古い研究書なども収められている。他にも、パリに所在する他の文書館と同じく「モスクワ史料」と呼ばれるものがあり、これは第二次大戦期にドイツに押収され、戦後ソ連に保管されていたユダヤ系史料が近年発見され2000年にフランスに返還されたという、来歴そのものが歴史的なものである。

近年、フランス国立文書館でも史料のデジタル化が進んでいるが、ユダヤ系の機関では機関同士の相互連携が進められることにより、デジタル化された史料が更に見つけ易くなっている。これは、ホロコーストの影響でフランスの機関の内部文書がニューヨークの神

¹ 19世紀後半から20世紀におけるユダヤ民族主義には、各国の市民であることを前提とした上でユダヤ民族の文化的特異性を強調する場合と、シオニズムのように民族的独立を主張する場合があり、本文の改革運動は前者に属する。近代以降のユダヤ民族主義の時代・国ごとの変遷については、以下を参照。Michael A. Meyer, *Response to Modernity: A History of the Reform Movement in Judaism*, Detroit, Wayne State University Press, 1995.

² 世界ユダヤ連盟の設立過程については、有田英也『ふたつのナショナリズム』（みすず書房、2000年）、97-101頁に詳しい。

学院やイスラエルで発見されるという史料離散の問題があるためであろう。世界ユダヤ連盟のウェブサイトを通して、デジタル化された19世紀のヘブライ語雑誌（テルアビブ大学とイスラエル国立図書館主導）やドイツ語雑誌、モロッコで発行された新聞等を閲覧することができる。私の扱うフランスのユダヤ教改革運動はドイツのユダヤ教改革派の影響を受けているため、語学の理由で雑誌を体系的に読むのが困難とはいえ、史料を閲覧できる状況はありがたい³。

私自身は研究時期を1850年代後半までに限定しているため、必要とする史料が1860年設立の世界ユダヤ連盟に収蔵されている可能性は低いと当初は予想していた。そのため、留学前に史料調査で渡仏した際には、改革派の人物の自伝一冊をコピーしたのみで、包括的に史料を探すことはしなかった。しかし、留学後に再度訪れてみれば、連盟の「ユダヤ教の普及と保全」を謳う設立趣旨通りに、19世紀中盤の活字史料が幅広く収集されており、改革主義者の個人史料も保管されていた。現在私が利用しているのは、1840年代に出版された二種類のユダヤ系雑誌及び改革運動の先導者数名の著作物等である。雑誌についてはフランス国立図書館でもマイクロフィルム形式のものが見られるものの、映像が不鮮明で読むことの出来ないページが多いため、現物を手に取ることが出来る当文書室で閲覧している。文書室に保管されている史料は、近年ウェブサイト上で詳しく検索することが可能になり、史料の種類を選び、特定の都市、人名、キーワード等を入力すれば、関係する史料の請求番号一覧が表示されるようになっている⁴。

世界ユダヤ連盟のパリ本部は、デパートの集まる繁華街のオペラ地区にある。パリのユダヤ人地区というと、ユダヤ系商店が集まっているマレ地区の印象が強いが、有名なシナゴグや機関はオペラ地区にも多い。多くのユダヤ系機関では、空港よりも厳重なセキュリティチェックを通過する必要がある、たとえ面接予約をとっていたとしても、パスポートを携帯していないと不便ことが多い。例えば、周辺を警備する警官から呼び止められたり、警備員に文書室の司書の名前を知っているかどうか確認され、答えた司書の姓がユダヤ人特有のものであったためにファーストネームまで確認されたりと、セキュリティの厳重さは想像以上である。世界ユダヤ連盟についてもそのような警備を予想していたため、実際に訪れた際に周囲に警官もおらず、警備員に「図書室に行く」と告げれば、あっさりと図書室兼文書室に通されたのが印象的であった。

文書室の利用は週三日午前中、図書室は午後と時間帯が分けられており、文書館の利用案内によると、利用には学生証や指導教官の推薦書が必要である。図書室の利用に際しても、多くの書籍が書庫に入っているため、司書と面接してフランスの所属機関と指導教員、論文の有無、テーマなどを説明する必要があった。私が最初に司書と面接した際には、ユダヤ教改革運動の数種類の改革のうち、何年のどの改革かという点まで詳しく聞かれ、その時点では内容を詳細に決めておらず史料を先に見ようと思っていたため、慌てることになった。

文書室に通うことで得る有意義な体験の一つに、研究者との出会いがある。私も他にもれず、世界ユダヤ連盟の文書館で同じ雑誌を調べている学生と会った。彼はパリ第一大学で博士論文を提出予定で、研究テーマは「ユダヤ教におけるキリスト教の影響」と、扱う時代と対象がほぼ同じであった。私自身は、類似の研究対象を扱っている二人のアメリカ

³ <http://www.aiu.org/bibli/> (2010年3月16日現在)

⁴ <http://www.archives-aiu.org/> (2010年3月16日現在)

人研究者に他の文書室で会ったことがあり、類似のテーマを研究する者がいることは予想していたが、その学生は初めてテーマの近い学生に出会ったようで、不安を抑えきれないようだった。その後、より詳しくお互いの研究内容について話したところ、アメリカ人研究者も含めて切り口は四者四様だということがわかり、一旦は双方が安堵した。しかし、机を並べて同じ雑誌を読んでいると、史料を読む進度の差がいやでも目に付き、今度は私の不安が募ってしまった。

史料を読む速度は、手稿文書に関しては更に切実な問題で、フランス語の解読に慣れてきたかと思えば、時折現れるヘブライ語の単語に直面し、活字の形から遠く離れた句読点のようなインクのシミと一週間奮闘した挙句、指導教官に相談した際に、前後の文脈で大意が取れるのなら当分はヘブライ語の箇所は他人に読んでもらうように勧められてしまった。しかし、奮闘のおかげで、読みにくいと思っていたある種のフランス語の手稿文書が、ヘブライ語の癖のついた文字であったということに気づき、意外な発見に心が躍ったりもした。また、テーマの似通った学生と出会うことは、視点を変えれば留学のメリットの一つである。先行研究で触れられていない、ある改宗事件に彼も注目していることを知った際には、自分の視点がフランスでユダヤ史を研究している学生と違わなかった点で励みにもなった。

史料を写真でデジタル化して持ち運び、インターネット上でも必要な史料が閲覧できるようになるにつれ、史料収集の場と読む場を分けようかと思うこともある。しかし、古びた紙を手にとって、ためつすがめつ見る楽しさに加え、意図しないうちに文書館で得る情報や、それ自体が研究対象でもあるユダヤ系機関の訪問は、フランスのユダヤ人社会を知る上でも得難いものであり、常にアンテナを張り巡らせていたいと思う。

アラゴン連合王国文書館での調査体験

阿部 俊大

アラゴン連合王国文書館とは

バルセロナはスペインでも最も多くの文書館を擁する都市の一つである。同市を中心とするカタルーニャ地方は中世初期から証書史料が豊富に作成、保存された地域であり、特に中世について言えば、西欧でも屈指の量の文書が伝来している。

司教座聖堂文書館や同司教区文書館、また公証人歴史文書館や市歴史文書館など、市内の数ある文書館の中でも、最も重要と言えるのがアラゴン連合王国文書館 (Arxiu de Corona d' Aragó、以下 ACA) である。現地の研究者に時に「アカ」と略称されるこの文書館は、アラゴン連合王国国王ジャウマ 2 世 (在位 1291 - 1327 年) によってその原型が形作られ、ペラ 3 世 (在位 1336-1387 年) 以降の為政者により整備されてきた。国王文書や、国王代理など高位の役人の文書、近世以降のカタルーニャ自治政府の文書など、諸協定や行財政、裁判といった統治に関わる文書に加えて、各地の教会文書、公証人文書、自治体の文書や個人の文書も保管されており、カタルーニャ史、また旧アラゴン連合王国地域の歴史の研究者が一度は訪れる文書館である。

筆者はバルセロナ伯領、アラゴン王国、バレンシア王国などによって構成されていた、中世盛期のアラゴン連合王国の統治構造を研究しており、留学や在外研究に際し、ACA とその他の幾つかの文書館で、国王 (バルセロナ伯) 文書や教皇文書、司教文書などの調査を行った。文書調査のやり方自体には、おそらく西欧のどの国でもさして差は無いと思われるが、自己の体験から、手続きなどで印象に残った事柄や感想を述べてみたい。

入館までの手続き

バルセロナの文書館の多くは旧市街に集中しているが、ACA のみは新市街に位置する。この文書館も当初はバルセロナ伯のお膝元、旧市街に位置したのだが、保管する文書の多さなどから、20 世紀に入って現在の場所に移転した。かつての建物も旧市街に保存されているので紛らわしいが、史料調査は新市街の建物で行わねばならない。旧市街から東、地下鉄 1 番線マリーナ Marina 駅の目の前にある建物は、外観はかなり近代的である。カテドラルの一角にある司教座文書館などと比べると趣の点では劣るが、旧市街の小さな路地に面した他の文書館や図書館に比べ、治安の点では恵まれている。以前、夕方まで旧市街にある学術調査高等審議会 (Consejo Superior de Investigaciones Científicas) の図書館で勉強した時などは、図書館を出て通りに出ると、いきなり注射器が落ちていてギョッとしたことがあった。

2004 年度に最初にこの文書館を訪れたときは、バルセロナ大学の教授に紹介状を書いてもらい、気難しそうな館長の面接を受けて、ようやく入館証を作成してもらうことが出来た。入館証用に、証明写真を持参したことを覚えている。しかし近年では制度がより開放的になり、面接や入館証作成といった手続きは不要となった。訪問者は、入口の警備員に「文書が見たい」と告げれば、すぐに史料閲覧室へ通してもらえる。

なお、この辺りの手続きは文書館ごとに微妙に異なる。バルセロナ市内にも、現在でも紹介者が必要なところもある。場所にもよるが、一般に東アジア人がスペインの歴史的な文書を調査するのはかなり珍しいようだ。いきなり文書館を訪問すると、受付でかなり怪訝な顔をされ、「君は何か勘違いして間違った場所に来ているよ (≒ここは観光客用の場所じ

やないよ)」といった趣旨のことを言われて追い払われそうになったりする。マドリッドの国立文書館などではそういうことはなかったが、一般に地方の小さい文書館に行くほど、紹介状などが必要なようである。

また、スペインでは午後2時から午後4時までが一般的な昼食の時間であり、その間は文書館も休みとなるので、この点も一応注意が必要である。

文書の調査・閲覧

閲覧室の入り口には別の警備員が居る。彼にパスポートを見せ、チェックを受けて入室する。閲覧室に持ち込めるのは、原則として筆記用具、ノートパソコンとメモを取るための紙のみで、他の荷物は閲覧室の前のロッカーに預ける。座席は司書に指定される。この辺りはどの文書館でもほぼ同じだと思う。

ここからが文書の調査であるが、スペインの文書館の文書分類システムは、文書館ごとに異なっている。文書類ごと、文書館ごとの分類を記したカタログなどは何点か刊行されており、参考にできる¹。また、大きな文書館ではデータベース化も開始されているが、中世に関しては目下、作業はあまり進捗していないようである。いずれにせよ、実際に文書館に行ってみて、司書と相談しつつ、所蔵文書リストとしばらく格闘しないと、目的の文書がどの辺りにあるのかはわからないと思う。

なお、司書や警備員とのやり取りは、基本的にスペイン語（もしくはカタルーニャ語）である。他の言語で話しかけたことはないが、一般にスペイン人が英語を流暢に話す可能性はかなり低い。調査に際しては、必要なキーワード程度はスペイン語で伝えられるようにしておく必要がある。

お目当ての文書の分類番号が判明し、司書にそれを伝えると、文書の現物ないしそのマイクロフィルムを持ってきてくれる。私が扱う12世紀前後の文書は、通常マイクロフィルムで見なければならぬが、マイクロフィルム化されていない場合は、新たに作成してもらう必要がある。なお、デジタルカメラによる撮影は出来ない。ただし、この辺りも文書館によって異なり、司教座文書館などでは逆に、デジタルカメラで撮影しても良いがマイクロフィルム化はしていない。またACAでは、国王文書などはその写しが冊子となって並べられており、自由に見ることが出来た。

閲覧室の人々

文書館で調査をしているのは大学の研究者に限らない。地元の歴史好きのお年寄りなども文書を閲覧しており、公証人文書館などではむしろ彼らの方が多数派である。「古文書を読む」という行為が、一般の人の間でも趣味の一ジャンルとして確立しているのはうらやましいことである。最初は異質な人間の闖入に迷惑そうな顔をする人も居るが、何日か通う内に、どうやら同好の士らしいと認識されると、何となく受け入れられるようになる。

そういった人の読んでいる文書は、中世後期の公証人文書や裁判文書などが中心である。当時の文書は、それ以前の時期に比べ記述内容も詳しく、社会や生活について多くの情報

¹ 例えば、公証人文書に関しては L. Cases i Loscos, *Catàleg dels protocols notarials de Barcelona*, 2 vols., Barcelona/ Lleida, 1990, 教会文書館については *Guía de los archivos y las bibliotecas de la Iglesia en España*, León, 1985 などが出ている。また、ACA 中の教皇文書のカタログである F. Miquel Rosell, *Regesta de letras pontificias del Archivo de la Corona de Aragón*, Madrid, 1948 のように、より特化したカタログも刊行されている。

が含まれている。このため、論文を書くためにデータを集める、といった目的が無くても、単純に読んでいただけで面白いようである。例えばバルセロナ大学のパレオグラフィの授業で扱った文書では、「聖職者 A が愛人 B を持ち、彼女に売春をさせていた。B の顧客 C が B に好意を持ち、両者は船で逃亡を図った。しかし、A は港で両者をつかまえ、C を殴り、その骨を折った…」云々と書かれており、学生たちの笑いを誘っていた。

ちなみに、バルセロナ大学の博士課程の学生の間でも、近年、中世後期をテーマとする者が多いようである。トニという学生は中世後期の解放奴隷を、ラモンは食用家畜の都市への搬入をそれぞれテーマとしていた。私のように 11、12 世紀の文書を扱う人は多くなかった。おそらく、中世後期の文書が中世カタルーニャ語で書かれ、現地の人にはラテン語で書かれた 13 世紀末頃までの文書より扱いやすいこと、また中世後期になると社会状況は現代のそれに比較的近く、理解しやすいことなどがその原因だろう。なお 14、15 世紀の文書は、中世カタルーニャ語である上、極めて装飾的なカタルーニャ・ゴシックという書体で書かれており、外国人にとってはかなり難しい。この時期のカタルーニャについて研究している外国人研究者が少ないのも道理だと思われる。

まとめ

最近ではスペインの各文書館もホームページを整備し始め、F. J. Gallo León, *Archivos españoles: guía del usuario*, Madrid, 2002 のような手引も刊行されている。とはいえ、制度などは頻繁に変わる可能性があるし、出来れば現地の研究者や学生の中に、紹介者ないし手ほどきをしてくれる人が居ることが望ましい。またそういった知己を作るためにも、スペイン語がある程度話せることが望ましい。あとの調査は「習うより慣れよ」である。中世カタルーニャは、史料が豊富な割に研究が（特に我が国では）少なく、ACA などの文書館での調査は実り多いものとなるはずである。研究の対象として多少とも関心がある人は、ぜひ積極的に文書館を訪れて欲しい。

ヴァティカン機密文書館

——中世教皇庁研究者による一報告——

藤崎 衛

キリスト教徒であろうがあるまいが、ヴァティカン市国の門をくぐってから文書館の閲覧室に辿り着くまでには、学術的な雰囲気に加えて、ほかの文書館にはおそらくない、緊張の高まる独特の宗教的な雰囲気を感じるであろう。私のようなアジア系を含め、世界中の研究者や聖職者が蝟集し、古文書と向き合いつつ手はキーボードをたたき続けている。この文書館について、一中世研究者の個人的な経験にもとづいていることを断りつつ、今回の特集に資す情報を提供できればと思う。

文書館の名称についてまず言及しておく、「ヴァティカン機密文書館」という訳語（欧語では Archivio segreto vaticano, Vatican Secret Archives 等）の「ヴァティカン」は「バチカン」、「ヴァチカン」、「ヴァティカーノ」とも表記でき、「機密」は「枢密」、「秘密」と訳されることもあれば、省略されることもある。なお「segreto」等の語はここでは「教皇私設の」という意味であり、「機密」という訳語は誤解を与えかねない。もともと、欧米でも同様の誤解はありえるようである。

ヴァティカン文書館は、17世紀初頭の教皇パウルス5世期にヴァティカン図書館から分離し、現在に至るまで教皇書簡の写しや会計文書、請願書など、主に公文書を保管する役割を担っている。学問界にとって画期となったのは、19世紀末に教皇レオ13世が研究者のために図書館とともに文書館を開放したことである。これと相前後して設立された欧米各国の在ローマ研究機関は、まさに宝庫というべきこの文書館を利用して、史料と研究成果を発表する拠点であり続けている。文書館の詳細な歴史や収蔵する文書の類型などについては、本稿末尾の参考資料を参照されたい。

私は中世教皇庁の研究者として、幾度かこの文書館に足を踏み入れている。最初に調査したのは、「債務誓約支払台帳」(Obligaciones et solutiones) という13世紀末以降に作成され、保存されてきたオリジナル史料である。教皇に直属する高位聖職者は教皇に諸種の税を支払う旨誓約したが、これはその記録台帳であり、税が支払われた時点で「支払済」の一言が逐次記入されたものである。この文書は教皇とヨーロッパ各地の免属教会施設との結びつきについて、関係する教会施設の地理的分布やその財政規模、支払方法などの情報を提供してくれる。教皇庁財政の詳細を知る上で貴重であり、多くの教会史研究者がこの史料を用いているにもかかわらず、ごく一部しか校訂されていないため、直接手稿文書を読み解く必要がときとして出てくるわけである。

実は文書館に足を運ばずとも、紙への複写やCD-ROM、DVD-ROMなどデジタル媒体での複写を——当然ながら有料で——日本から依頼して取り寄せることもできる。後述のように開館時期や開館時間の制約が大きく、かつ閲覧室に辿り着くまでが大変な文書館ではなく、自宅やオフィスで好きな時間に文書のきれいな複写を見られるのは、たしかに大変便利であり、私もその恩恵に浴している。とはいえ、実際に文書館の閲覧室に通い、多くの研究者たちに交じって作業し、獣皮紙や紙のオリジナル文書の手触りや、ライトの当て方次第で文字の見え方が変わる様子を体感できるのは、とても貴重な体験である。

校訂済み史料の底本となった手稿文書を調査することもある。私は、たとえば13世紀の教皇庁がローマを離れてヴィテルボに滞在するにあたり、迎える側の都市当局が教皇庁に

様々の便宜を図ることを約束した誓約文書などを調査した。このような場合、手稿テキストと校訂版テキストを注意深く読み比べてみると、後者では見えてこない省略記号や取り消し線、句読点の有無などに気づかされ、校訂者の努力が感じられもする。とはいえ、感心することばかりではない。ときとして校訂者の転写ミスを発見することもあるからである。テキストの解釈を左右するほどの大きな誤りを見つけたことはないが、その可能性も常に念頭に置いて校訂された史料を読む必要があるということを痛感させられる。

以下ではこの文書館を初めて訪れる人を念頭に、諸々の手続きの流れを再現してみる。だが事前に準備、確認しておくべきこともある。学士以上に相当する研究者という資格要件はさておき、初回利用時に提出しなければならないのが、信用ある研究機関または研究者からの紹介状、学位証明書、身分証の写し、写真2枚である（ただし私の場合、写真はその場で撮られて不要であった）。それと、毎年7月16日から9月15日までの二ヶ月間は休館しているので注意を要する。

さて、まずはローマのサン・ピエトロ広場の北側に位置するサン・タンナ門をくぐるのであるが、ここから文書館の閲覧室に辿り着くまでに何度もチェックを受け、多少の時間を要することは覚悟しなければならない。門ではスイス衛兵に用件を聞かれるので、文書館を訪ねる旨伝え、ヴァティカン市国への入国手続きのためにそばの建物に入る。入国の目的を聞かれるので、文書館での資料調査の必要性を告げ、パスポートを預けると引き換えに通行許可証を受け取り、そこを出てさらに奥へと向かう。もう一つ門を通過するが、この時にもチェックを受ける。ここから右手に進めば、奥にヴァティカン図書館と並んで文書館の入り口がある。ちなみに図書館の方は、改修工事に伴い2007年夏から休館中である（工事は三年間の予定なので、2010年秋に再び開館されるはずである）。

文書館の入口には受付係がいるので、初めての利用の場合（または利用証を更新する場合）はその旨を告げると、受付脇の事務室で面接を受けることになる（有効な利用証を所持していれば、受付を済ませてロッカーへ進む）。なお、文書館内ではヨーロッパの主要言語が通じるはずであるが、イタリア語か英語を用いればよりスムーズである。面接では、身分、専門、住所などが登録される。ローマの住所も聞かれるので、短期滞在者は事前にホテルなどの住所を控えておくべきである。面接が終わると、利用回数（十数回程度）と期間（最長7月15日まで）が限定された入館証がその場で発行され、文書の索引と注意事項を記した冊子を受け取る（文書館の公式ウェブサイトダウンロード可能）。その後受付に戻り、入館証を預けて記名を済ますとロッカーの鍵を渡される。ロッカーに荷物を入れ、エレベータまたは階段で三階（日本で言う四階）の閲覧室へと上がる。

通常は閲覧したい文書は事前に決まっているであろうから、あらかじめ公式ウェブサイトで文書の略号を調べ、控えておくことよい。閲覧室の受付では、帳簿の自分のロッカー番号の欄に記名して鍵を預け、指定の用紙に希望する文書の略号等を、鍵番号とともに記入して閲覧を求める。開館時間は8時半から13時15分までと短いので、一日で多くの文書を閲覧することはできない。20分ほど待たされる間に席を確保し（予約席は避けること）、パソコン持ち込みは可能なのでその用意をしておくことよいだろう。依頼した文書を受け取れば、後は限られた時間の中でじっくり文書に向き合う。ただし、他の人が使用中である場合には、現物の代わりにマイクロフィルムを渡されてリーダーに向かわねばならなかったり、画像ファイルをCD-ROMで渡されてパソコンのモニターに向かわねばならなかったりする。写真の撮影は、残念ながら禁じられている。利用が終わったら、文書を返すと引き換えに鍵を受け取り、ロッカーに戻って荷物をそろえ、受付で鍵を返して入館証を

受け取ってから文書館を出る。初回の場合、サン・タンナ門を出る前にパスポートを取り戻しておこう。なお、閲覧中に文書との格闘に疲れたら、中庭のバールで休憩をはさむことも通常はできるのだが、図書館の工事の煽りを受けて当面は利用できないようである。

また、文書館資料を研究で利用したり、引用したりする場合には、館長に成果物のコピーを提出することが義務づけられている。私も一度、律儀に自分の日本語論文を直接文書館に提出した。

最後に、基本的な情報を得られる URL と文献を紹介しておく。ヴァチカン文書館全般については、まず公式ウェブサイトを参照すべきである¹。文書館の歴史から利用方法、複写の申請様式など、一般的に必要な情報はすべて得られる。

同文書館が収蔵する中世の文書全般に関しては、1 および 2 の文献で分類と目録、研究状況について知識を深めることができる。近接する諸研究の中に自らの研究を位置づけ、幅を広げるきっかけにもなるだろう。3 は 1880 年に文書館が研究者に開放されてからの、研究者たちの活動と文献を紹介している。先達の功績の上に自分がどのような貢献を果たせるのかという問いを投げかけてくれる。4 は事典項目。5 と 6 は同文書館について日本語で書かれた数少ないエッセーである。

1. *Vatican Archives. An Inventory and Guide to Historical Documents of the Holy See*; ed. Francis X. Blouin, Jr., New York/Oxford 1998.
2. Leonard E. Boyle, *A survey of the Vatican Archives and of its Medieval Holdings*, Toronto 2001² (*Subsidia mediaevalia*, 1).
3. Olivier Poncet, *Les entreprises éditoriales liées aux archives du Saint-Siège. Histoire et bibliographie (1880-2000)*, Rome 2003 (Collection de l'École française de Rome, 318).
4. フィルハウス「ヴァチカン文書館 Archivio Vaticano」『新カトリック大事典』新カトリック大事典編纂委員会編、第1巻(研究社、1996年)594-595頁。
5. 松田毅一「ヴァチカン文書館の宝庫の中で」『日本歴史』第276号(1971年)78-82頁。
6. 山本成生「ヴァチカン機密文書館潜入記」『歴史学研究月報』第595号(2009年)2-4頁。

教皇庁関連の文書について全般的な知識を得るには、次の概説書が有益である。いずれも内容は大差ないが、7 は平易とはいえラテン語で書かれており、また入手が困難である(ローマのグレゴリアーナ大学へ行けば構内の書店で手に入る)。

7. Paulius Rabikauskas, *Diplomatica pontificia*, Roma 1998⁶.
8. Thomas Frenz, *Papsturkunden des Mittelalters und der Neuzeit*, Stuttgart 2000² (*Historische Grundwissenschaften in Einzeldarstellungen*, 2).
9. Fernando de Lasala, Paulius Rabikauskas, *Il documento medievale e moderno. Panorama storico della Diplomatica generale e pontificia*, Roma 2003.

¹ <http://asv.vatican.va/> (最終アクセス 2010 年 3 月 19 日)

フィレンツェ国立公文書館とトスカーナ啓蒙改革研究

大西 克典

私の研究するトスカーナの啓蒙改革の歴史は日本では未開拓の分野であり、イタリアでも中世史やリソルジメントなどと比べるとマイナーな分野です。メディチ家断絶後トスカーナ大公国を治めたロレーヌ家の諸改革は、行財政の改革から宗教政策、刑法改革を含む広範なもので、トスカーナ史の大きな転換点であるとともに、啓蒙思想の影響を受けた一連の改革は当時のヨーロッパで高く評価されたことが知られています。ただ、死刑の廃止をヨーロッパで初めて定めたレオポルド刑法典などの一部の例外を除けば¹、イタリア国内での知名度もそれほど高くなく、改革に関する史料がまとまって刊行されることはほとんどありません。したがってこの時代を研究する場合、現地トスカーナの文書館に所蔵されている一次史料を直接参照する必要性が生じます。

トスカーナにはシエナ、ピサなど主要都市には国立公文書館が置かれているほか、中小のコムーネもコムーネの文書館を持っています。このため特定の都市の事例を詳細に研究する場合には各都市の文書館での作業が必要になります。またピサやシエナ、ピストイアなどはその都市の都市行政史料のみならず、周辺のコムーネに関する行政史料を所蔵している場合も多いので、史料の分布状況は非常に複雑です。

とはいえ私が目下関心を寄せている大公国の中央行政について言えば、史料の大部分はフィレンツェ国立公文書館(Archivio di Stato di Firenze)に所蔵されています²。フィレンツェの中心からはやや離れた場所に位置するフィレンツェ国立公文書館には、18世紀に関しては財務委員会文書(Segreteria di Finanze)や九人管理者会文書(Nove Conservatori)など中央行政機関がそれぞれで作成・保管してきた史料群が所蔵されているほか、大公自身の個人文書に由来する官房文書(Segreteria di Gabinetto)や啓蒙改革者ジャンニの膨大な個人文書であるジャンニ文書(Carte Gianni)も保管されています。後述するように洪水による欠損などはあるものの、これらの史料の多くは今日一般の研究者に開放され、修復中等の特別の理由がない限り申請すれば自由に閲覧できます。これらの史料から啓蒙改革期に政府内部で交わされた議論や政策の決定過程を詳細に辿れるはずなのですが、イタリアでもその膨大な史料を十分に活用できていないのが現状です。

ご存じのようにフィレンツェ国立公文書館は中世フィレンツェ史に関する大量の史料群によって世界的に有名であり、中世史研究者を中心に日本人にも既に馴染み深い文書館だと思います。おそらく日本にでも利用経験のある方の話をたくさん耳にできるとと思いますので、ここでは利用する際の手続きの流れと個人的な利用体験を簡単に述べることにしたいと思います。

フィレンツェ国立公文書館の開館時間は月曜から金曜が8時半から18時、土曜が9時から13時半までです。これ以外に祝祭日は閉館となり、8月に3週間ほどの長期閉館があるほか、イースター、クリスマスなどにも休みに入ります。これらの祝祭日のうち、私のよ

¹ レオポルド刑法典の校訂版及び18世紀末から19世紀初頭にかけての各国語訳は下記に収録されています。D. Zuliani, *La riforma penale di Pietro Leopoldo, volume 2, Testo critico, antiche traduzioni e indice lessicale della Legge toscana del 30 novembre 1786*, Milano, Giuffrè, 1995.

² 住所は viale Giovine Italia 6, Firenze. ホームページは <http://www.archiviodistato.firenze.it/nuovosito/> (29/01/2010)

うに市外から通ってくる者が見落としがちなのは、フィレンツェ独自の休日である洗礼者ヨハネの休日(6月24日)です。他の街では平日でしたし、電車も平日ダイヤで動いていたので、その日がフィレンツェでは祝日であるということには全く気付かず文書館の前まで来て初めて気付いたこともありました。

最初に利用する際には、研究テーマや閲覧したい史料についての簡単な面接を受け1年間有効の利用証を発行してもらいます。史料の閲覧申請はインターネット上で可能なので、一度利用証を発行してもらえば文書館の外からでも閲覧申請はできます。史料の出庫は月曜から金曜の午前10時半、11時半、12時半と3回行われ、午後と土曜日には出庫はありません。したがって、金曜日の午後閲覧申請をした場合月曜日の午前出庫を待たなくてはならず、短期間に大量の史料を探索・閲覧する場合には決して使い勝手のよい文書館ではありません。ただし、一度出庫してもらった史料は3ヶ月間取り置きができ、開館中ならいつでも閲覧することができます。

申請した史料はパスポートや学生証などの身分証明書と利用証を預けてから、3階の閲覧室で閲覧します。糸で綴じられていない史料を閲覧する場合は中央のテーブルで閲覧してはなりません。他の文書館と同様閲覧室では鉛筆のみ利用可能ですが、最近パソコンを持ち込む人が多く、電源も各机に備えつけられています。なお、自分で写真を撮影することは禁止されており、写真が必要な場合は申請しなくてはなりません³。

さて、文書館でのもう一つの重要な作業は史料の探索です。というのも、フィレンツェをはじめとするイタリアの文書館ではカタログの電子化は進んでおらず、インターネット上で十分な情報が得られることは稀です。もちろんイタリアの国立公文書館のガイドは公開されており⁴、文書館に所蔵されている史料群の基本的な情報は分かるのですが、詳細な史料目録にあたるためにはやはりフィレンツェに直接足を運ばなくてはなりません⁵。目録は閲覧室の隅の目録室で自由に閲覧でき、必要な史料の目録がどこにあるのかを検索カードで探して各史料の目録を見ます。相対的に利用者の少ない18世紀の史料群の場合は、18、19世紀に編纂された手書きの史料目録のコピーをそのまま利用している場合がほとんどで、この目録の前後に欠損史料の情報やマイクロ化されている史料の情報が添付されています。目録ごとに特徴のある文字に慣れるまでは目録を読むことすらままならないものですし、目録の中にも史料の内容を詳細に書いてくれているものとそうでないものがあります。後者の場合、申請して実際に閲覧してみるまで具体的にどんな史料が入っているのか分からないということもしばしばです。

もうひとつ、フィレンツェにおける史料を語る際に避けて通れないのは、洪水の爪痕です。国立図書館と同じく国立公文書館にも1966年の洪水は大きな傷跡を残しました。多くの史料が散逸し、その後の修復を経て再度閲覧可能になった史料にもその痕跡が散見される場合もあります。幸い私の閲覧する史料は洪水の被害を免れて現在に至ったものがほとんどでしたが、中には水濡れによって史料の前半部が読めなくなっているものもありました。

³ 利用規約等については、<http://www.archiviodistato.firenze.it/nuovosito/index.php?id=21> (29/01/2010)

⁴ Pietro Angiolini ed altri (a cura di), *Guida generale degli Archivi di Stato italiani*, Roma, Ministero beni culturali e ambientali, 1981-1994, 4 tomi. このガイドはイタリア各地の国立公文書館の史料を紹介しているので、イタリアの国立公文書館を利用する場合には有益です。また、最近ではインターネット上で一部の文書館の所蔵する史料目録を公開しています。<http://www.archivi-sias.it/index.asp> (29/01/2010)

⁵ <http://www.archiviodistato.firenze.it/nuovosito/index.php?id=41> (29/01/2010)

また史料を閲覧していると、イタリアでの所属先である高等師範学校の学生を見かけることがあります。日本で言えば修士課程にあたる学生はもちろん、時には学部の2, 3年生が午前中から午後6時の閉館まで熱心に史料を読みふけていることもあります。私たちにとっては文書館とは博士課程やそれ以上の研究者が訪れ、専門的な研究に従事する何か特別な場所というイメージが強いですが、文書館で一次史料を渉猟しつつ研究を進めていくのは本来であれば歴史学の基礎なのです。学部生の時から豊富な史料に触れられる彼らを羨ましく思う一方で、それを羨ましがる自分は歴史学者としてようやく、それも随分と遅れてスタートラインに立ったに過ぎないのだとも気づかされます。彼らほどの語学力もなく、簡単に史料にアクセスできない自分が今後どこでどのように研究していくべきなのか、薄暗い閲覧室の中で照らし出された古文書をゆっくりと読みながら、考えさせられることもしばしばです。

ロシア政治社会史国立文書館について

岡部 赳大

執筆者は、ロシアとフィンランドの国境地帯に位置するカレリア、特にロシア領カレリアという地域に関心をよせ、同地がソ連時代 - ソ連・フィンランド間のいわゆる冬戦争（1939-40年）と継続戦争（1941年 - 44年）の時期 - にどのような統治を受けていたか、ということの研究している。

本稿では2007年の3月1日から約一週間モスクワに滞在し、ロシア政治社会史国立文書館 Российский Государственный Архив Социально-Политической Истории（通称、ルガスピ¹。以下そのように表記）にて行った史料調査について述べたい。この時の調査は、特に39年から40年の時期の同地の共産党の活動等を知るための史料、すでに他の研究者が取り上げていたものを実際に確認することが目的であった。一週間という短い滞在期間の上、毎日文書館へ通うことができたわけではないため、調査というよりも「利用の仕方を学ぶ」という面の方が強かった。それゆえ、体験記程度の内容になってしまうことを始めにお断りしておきたい。

今回利用したルガスピは、1999年にそれまでのロシア現代史史料保存・研究センター Российский Центр Хранения и Изучения Документов Новейшей Истории と青年組織史料保存センター Центр Хранения Документов Молодежных Организации が統合される形で設立された¹。1980年代後半に始まったペレストロイカによって、部分的に史料の公開が進められた文書館の一つであり、これまで多くのロシア史研究者が同文書館の史料を利用してきた。主に共産党関係、コムンテルンや共産党青年組織（コムソモール）に関する史料が集められており、党大会や総会のプロトコルや共産党幹部の個人史料が中心である。

現地へ向かう前の準備として、所属大学から発行してもらう推薦状（執筆者の場合は、研究科からの推薦状）を準備し、文書館の開館状況を確認する必要があった。特にロシアの文書館は、事前の通告無しに突然休館になることもしばしばあるとの話を聞いていたので、当時モスクワに留学されていた先輩方に開館状況を確認して頂いた。（文書館と直接連絡をとる場合は、FAXか電話が望ましく、E-mailアドレスもあるものの、返事はあまり期待できない。）実際にルガスピに到着してみると、「翌週から数週間休館」との張り紙が出ており、胸を撫で下ろした記憶がある。ルガスピに限らず、ロシアの文書館は現在でもこのようなことがある。

次に実際の手続きについて述べたい。文書館の入口を入った先に、薄暗くがらんとしたホールがあり、そこには小さな本屋とコピー室がある。その奥にある通路の前に警備員が二人おり、彼らの横の一台の古ぼけた電話機で史料室の担当に電話をして、研究テーマを伝えた。その後、受話器を警備員に渡し、その担当者と警備員の間で少しやり取りをした上で、ようやく奥に進める、といった次第であった。その後史料室に入り、そこで上述した推薦書とパスポートを提出して利用者登録をすることで、史料の閲覧が可能になった。ただ、その日のうちに利用可能というわけではなく、「次の開館日に来なさい。史料は用意しておきます。」とだけ言われ、閲覧したい史料の番号を記入した所定の用紙を提出し、そ

¹ 文書館の詳しい歴史については、ホームページに掲載されている。http://www.rgasp.ru/ab_rgasp.htm（2010年3月31日確認）

の日はすごすごと帰って行った。実際、ルガスピは月・水・金曜日しか開いておらず、その中の一日が使えないというのは残念なことであった。

その二日後に行くと、請求していた史料とそれに関連する他の史料を職員の方が用意してくれており、大いに助けられた。一方で、請求した史料に対して「それを読む前にこれを読まなくてはならない」と、違う史料を出されることもあるようで、一長一短があるとの話を先輩方から伺った。

閲覧した史料はジダーノフ²とクーシネン³の個人ファイル、それと全連邦ボリシェヴィキ共産党カレリア州委員会総会（1940年3月以降は、カレロ＝フィン社会主義連邦共和国共産党中央委員会総会）の議事録であった（どちらも紙媒体の現物）。ジダーノフの個人ファイルは、その相当数がすでにマイクロフィルム化され日本の大学でもそれが利用できるため、どの程度それから公開が進んでいるかを確認した。一方の、クーシネンのファイルは内容がかなり乏しく、20年代に彼が行ったフィン語での演説がいくつか閲覧できた程度であった。最も時間を割いたのは、議事録の閲覧であった。特に、フィンランドとの戦争が終わった後、1940年7月と11月の総会で議論された内容を直接確認できたことは収穫であった。また、閲覧したファイルの表紙に自分の名前をサインする必要があるのだが、その中に名だたる研究者たちの名前を見たことは感慨深いものがあった。

この閲覧した史料を、コピーするか手で書き写すかという問題があったが、コピーを頼むと手に入るまでに時間がかかるということで、全て手で書き写した。実質二日間、朝から晩まで文書館で作業をしていたが、当然のことながら時間はまったく足りなかった。ちなみに、デジタル・カメラでの史料の撮影は認められていない。

しかしながら、留学中の先輩方や職員の方々の助けを得ながら、短期間ながらもこのような体験をできたことは、大きな経験であった。お世話になった方々に感謝しつつ、この拙文を締めくくりたい。

² アンドレイ・アンドレーヴィチ・ジダーノフ（1896-1948）：全連邦共産党政治局メンバーであり、長年レニングラード（現サンクト・ペテルブルク）党組織のトップに位置していた。また、ソヴィエト・カレリアの党組織にも強い影響力を持っていた。

³ オットー・ヴィッレ・クーシネン（1881-1964）：フィンランドからソ連に亡命したコムニストであり、コミンテルンの要職にあった。